



2014

JAアルプスの現況

平成25年度アルプス農業協同組合ディスクロージャー誌

ディスクロージャー

Disclosure

J A 総領

— わたしたち J A のめざすもの —

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J Aへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J Aを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

21世紀の協同組合原則に関する I C A の声明

—— J A 全中訳 ——

定 義

協同組合とは、人々が自主的に結びついた自律の団体です。人々が共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、経済的・社会的・文化的に共通して必要とするものや強い願いを充たすことを目的にしています。

価 値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値に基づいています。組合員は、創始者達の伝統を受け継いで、正直、公開、社会的責任、他者への配慮という倫理的な価値を信条としています。

原 則

協同組合は、その価値を実践していくうえで、以下の原則を指針としています。

第1原則：自主的で開かれた組合員制

協同組合は、自主性に基づく組織です。その事業を利用することができます、また、組合員としての責任を引き受けようとする人には、男女の別や社会的・人種的・政治的あるいは宗教の別を問わず、誰にでも開かれています。

第2原則：組合員による民主的な管理

協同組合は、組合員が管理する民主的な組織です。その方針や意思は、組合員が積極的に参加して決定します。代表として選ばれ役員を務める男女は、組合員に対して責任を負います。単位協同組合では、組合員は平等の票決権（一人一票）を持ち、それ以外の段階の協同組合も、民主的な方法で管理されます。

第3原則：組合財政への参加

組合員は、自分達の協同組合に公平に出資し、これを民主的に管理します。組合の資本の少なくとも一部は、通例、その組合の共同の財産です。加入条件として約束した出資金は、何がしかの利息を受け取るとしても、制限された利率によるのが通例です。

剩余は、以下のいずれか、あるいは、すべての目的に充当します。

- ・できれば、準備金を積立ることにより、自分達の組合を一層発展させるため。なお、準備金の少なくとも一部は、分割できません。
- ・組合の利用高に比例して組合員に還元するため。
- ・組合員が承認するその他の活動の支援に充てるため。

第4原則：自主・自立

協同組合は、組合員が管理する自律・自助の組織です。政府を含む外部の組織と取り決めを結び、あるいは組合の外部から資本を調達する場合、組合員による民主的な管理を確保し、また、組合の自主性を保つ条件で行います。

第5原則：教育・研修、広報

協同組合は、組合員、選ばれた役員、管理職、従業員に対し、各々が自分達の組合の発展に効果的に寄与できるように教育・研修を実施します。協同組合は、一般の人々、一なかでも若者・オピニオン・リーダーにむけて、協同の特質と利点について広報活動します。

第6原則：協同組合間の協同

協同組合は、地域、全国、諸国間のさらには国際的な仕組みを通じて協同することにより、自分の組合員に最も効果的に奉仕し、また、協同組合運動を強化します。

第7原則：地域社会への関わり

協同組合は、組合員が承認する方針に沿って、地域社会の持続可能な発展に努めます。

—— 1995年9月28日 第2回 I C A 全体総会で採決 ——

目 次

ごあいさつ

1. 経営理念	1
2. 経営方針	1
3. 経営管理体制	1
4. 事業の概況（平成25年度）	2
5. 事業活動のトピックス	3
6. 農業振興活動と地域貢献情報	4
7. リスク管理の状況	5
8. 自己資本の状況	13
9. 主な事業の内容	13

【経営資料】

I 決算の状況	
1. 貸借対照表	19
2. 損益計算書	20
3. キャッシュ・フロー計算書	21
4. 注記表	22
5. 剰余金処分計算書	34
6. 部門別損益計算書	35
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	37
2. 利益総括表	38
3. 資金運用収支の内訳	38
4. 受取・支払利息の増減額	38
III 事業の概況	
1. 信用事業	
(1) 賟金に関する指標	
① 科目別貟金平均残高	39
② 定期貟金残高	39
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	39
② 貸出金の金利条件別内訳残高	39
③ 貸出金の担保別内訳残高	39
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	40
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	40
⑥ 貸出金の業種別内訳残高	40
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	40
⑧ リスク管理債権の状況	41
⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	41
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	41
○「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」と 「自己査定における債務者区分」との関係	42
⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	43
⑫ 貸出金償却の額	43
(3) 内国為替取扱実績	43
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	43
② 商品有価証券種類別平均残高	43
③ 有価証券残存期間別残高	44
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報等	44
② 金銭の信託の時価情報等	44
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、 有価証券関連店頭デリバティブ取引	44
2. 共済取扱実績	
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	45
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	45
(3) 年金共済の年金保有高	45
(4) 短期共済新契約高	45

3. 経済事業取扱実績	46
(1) 買取購買品取扱実績	46
(2) 受託販売品取扱実績	46
4. 指導事業	46
 IV 経営諸指標	
1. 利益率	47
2. 質貸率・証券率	47
 V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	47
2. 自己資本の充実度に関する事項	48
3. 信用リスクに関する事項	49
4. 信用リスク削減手法に関する事項	51
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	51
6. 証券化エクスボージャーに関する事項	51
7. 出資等エクスボージャーに関する事項	52
8. 金利リスクに関する事項	53
 【役員等の報酬体系】	
1. 役員	54
2. 職員等	54
3. その他	54
 【JAの概要】	
1. 機構図	55
2. 役員一覧	56
3. 組合員数	57
4. 組合員組織の状況	57
5. 特定信用事業代理業者の状況	57
6. 地区一覧	57
7. 店舗等のご案内	58
 組合単体開示項目掲載ページ一覧	59
 VI 連結情報	
1. グループの概況	
(1) グループの事業系統図	60
(2) 子会社等の状況	60
(3) 連結事業概況（平成25年度）	60
(4) 最近5年間の連結ベースの主要な経営指標	60
(5) 連結貸借対照表	61
(6) 連結損益計算書	62
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	63
(8) 連結注記表	64
(9) 連結剰余金計算書	65
(10) 連結ベースのリスク管理債権残高	65
(11) 連結ベースの事業別経常収益等	65
(12) 財務諸表の正確性等にかかる確認書	66
2. 連結自己資本の充実の状況	
(1) 自己資本の構成に関する事項	67
(2) 自己資本の充実度に関する事項	68
(3) 信用リスクに関する事項	69
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	72
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	72
(6) 証券化エクスボージャーに関する事項	72
(7) オペレーション・リスクに関する事項	72
(8) 出資等エクスボージャーに関する事項	73
(9) 金利リスクに関する事項	73
 組合連結開示項目掲載ページ一覧	74

〔注〕本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
 本書内表示単位金額未満を切り捨てて表示している箇所があります。計の記載金額について記載項目の合計と一致しない所がありますのでご了承ください。

ごあいさつ



アルプス農業協同組合

代表理事組合長

伊藤 孝邦

組合員の皆様をはじめ、JAアルプスご利用のお客様には格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。

第19事業年度の信用事業を中心として、皆様に当JAの基本方針や業績につきまして、よりご理解を頂くため「JAアルプスの現況（ディスクロージャー誌）」を作成しましたので、ご報告を申し上げます。

日本経済は、安倍政権の「アベノミクス」と称される経済政策と日銀の金融緩和策を契機に、株価は上昇し、為替は円安傾向へシフトしたことにより、輸出産業や大企業の経済収支は好転し、景気はゆるやかに回復しつつあるとされています。

一方農業においては、前年と同じく、高い気温の異常気象が続きましたが、異常気象に負けない土づくりのために「平成25年産アルプス米品質向上大作戦」に取り組んできた結果、当JAの米の作況指数は102の良となり、しかも1等比率は県下トップの86.5%となる好成績となりました。しかしながら、農業を取り巻く環境については、平成25年産米の概算金の引下げや担い手の高齢化問題など厳しい状況にあり、さらにTPP（環太平洋連携協定）に関しては、依然として米国を中心とする各国との交渉が続き、政府の厳しい決断が迫られていますが、JAグループ一丸となって反対運動を展開しているところです。

信用事業について、貯金は839億円と前年より4億円増加しましたが、計画に対しては未達に終わりました。今後も地元の身近な金融機関として渉外体制の充実を図り、引き続き貯金の増強に努めています。貸出金は、138億円と前年より9億円増加し、貯貸率も16.5%と1.0%上がりました。

また、不健全債権の回収管理に努めるとともに、固定化債権の流動策としてそれぞれの状況に適した資金の提供に努めています。信用事業は、JAセーフティネットと当JAに対する大きな信頼を背景に堅調に推移しております。

こうした状況下、当JAは組合員の皆様のご協力を得ながら役職員一体となり、平成25年度の事業運営にあたってまいりました。

その結果、農協の収支面では、各事業部門の収支合計である事業総利益（20億77百万円）から事業管理費（19億31百万円）を差引いた事業利益は1億45百万円（前年対比1億2百万円増）、当期の業績を示す経常利益では2億25百万円（前年対比1億18百万円増）となりました。最終的な未処分剰余金としては1億91百万円となり、昨年同様に出資配当1%致しました。また、昨年に引き続きリスク管理積立金、担い手対策資金、税効果調整積立金を内部留保させて頂きました。

財務の健全性指標である自己資本比率については、平成25年度期末14.88%（JAバンクシステム自主ルール8.0%、国内基準4.0%、平成24年度期末14.91%）となり、引き続き財務的な健全性を維持しております。

今後の厳しい農業・農協環境の中、JAの総合性を發揮し地域貢献に努め、農業構造の変化に対応した取り組みを展開し、皆様の負託に応えられるよう努めます。

今後とも組合員そして地域の皆様の深いご理解とご協力を当JAに賜りますよう心よりお願い申し上げます。

1 経営理念

〔基本理念〕

- ◇ 明るく元気で地域に親しまれ、信頼されるアルプス農協の実現をはかる

〔基本姿勢〕

- ◇ 役職員は事業に対して率先垂範する

2 経営方針

〔基本事項〕

明るく元気で地域に親しまれ、信頼されるアルプス農協の実現

〔重点取組事項〕

1. 中期3ヵ年計画の第2年度として、中期基本構想に基づいた事業展開を図る
2. 農業政策の転換期に対応できる農業の確立
3. 地域に密着した事業の展開
4. 人材育成と活力ある職場づくり

3 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、信用事業について専任担当の理事を置くとともに農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4 事業の概況（平成25年度）

◇ 組合の事業活動の概況に関する事項

《管理部門》

理事会は毎月開催し、総代会により委任を受けた事項、定款で定められている事項並びに重要案件について審議するとともに、内部監査規程の定めるところにより、内部監査を実施し、理事会に監査報告書を提出しました。監事は理事会に毎回出席するとともに、定款及び監事監査規程に則り、事業運営全般にわたり、上半期と期末の2回定期監査を実施し、理事会に監査報告書を提出しました。また、透明性ある農協運営の一環として10月に上期事業報告会を4会場で開催いたしました。施設面では、景観を損ねていきました上市カントリーのサイロおよびその周辺施設も取り壊したことにより、大型農業倉庫を中心とした環境が整備されました。また、組合員の皆様の健康増進の一環として、ウォーキング大会を開催しましたところ多数のご参加を賜り、好評頂きました事を感謝申し上げます。

《信用事業》

貯金は、839億円と前年より4億円増加しましたが、計画に対しては未達に終わりました。今後とも地元の身近な金融機関として渉外体制の充実を図り、引き続き貯金の増強に努めて参ります。

貸出金については、138億円と前年より9億円増加しました。毎月3支店におきまして住宅ローン相談会を開催し、消費税率のアップを見据えた住宅、自動車取得に向けた適切なローンの提供に努めて参りました。

《共済事業》

共済では、本店推進課にLAを配置し、支店との連携の中で、全戸訪問活動を展開し、組合員・利用者とのつながりを強化しながら、保障ニーズに応えた普及活動に取り組みました。共済の新契約につきましては、以下のとおりとなりました。

<新契約高等>

満期共済金額合計(終身含む)	659,884万円
保障共済金額合計(終身含む)	917,532万円
新規共済契約者数(長期共済及び自動車共済合計)	517人
新規被共済者数	生命総合共済(年金共済を除く)
年金共済	489人
	84人

共済の保有高等については、以下のとおりとなりました。

<保有高等>

保障共済金額合計	34,428,303万円	(対前年度比 98.9%)
生命・建更共済金額合計	7,023,546万円	(対前年度比 101.7%)
医療系共済 入院共済金額合計	196,525万円	(対前年度比 148.0%)
介護系共済 介護共済金額合計	29,546万円	
年金共済 年金年額	212,050万円	(対前年度比 100.0%)
自動車共済 共済掛金合計	33,148万円	(対前年度比 104.3%)
共済契約者数(長期共済及び自動車共済合計)	19,962人	

《購買事業》

購買では、生産資材では農薬・農機具等は前年実績を上回りました。生活物資では、自動車はマイカー商談会の開催等により販売目標台数を達成することができました。冠婚葬祭は今年度より農協の主力事業として位置づけ取り組んだこと等により供給高が増加しました。また、収益としては、葬祭事業の収益アップにより大きく増加しました。全体の供給高としては49億円と前年対比2億円の増加となりました。

《販売事業》

販売では、米の作況指数は102の良となりました。昨年の100に比較しますと2ポイント上昇しました。米の販売高では25年産米の概算金単価12,300円と前年から1,700円引き下げられました。また、25年産米の販売進度が35%と前年より10%低下したこと等により40億円と前年より3億円減少しました。大麦の販売高は26百万円、大豆につきましては、70百万円となりました。販売品販売高としては45億円と計画対比101%、前年対比94%となりました。

《利用事業》

立山カントリーエレベーターの利用率向上に向けて、役職員一丸となって取り組み、営農組織等の利用も増加し、前年を3%上回りましたが計画しておりました80%には至らず75%の稼働となりました。育苗施設では、117,000枚余りの苗を供給しました。

《指導事業》

平成25年は、中干し時期や出穂前及び8月下旬から9月初旬にかけての降水量は平年に比べかなり多くなり（平年比304~499%）5月中旬から7月中旬及び登熟前半からも平年よりも高い気温が続いた異常気象と言える一年の中で「異常気象に負けない土づくり」を中心に「平成25年産アルプス米品質向上大作戦」と銘打って数々の対策を行ってきました。この取組によって農家各位が追加施肥や適切な水管理にご尽力を頂きました結果、JAアルプス管内では1等米比率86.5%（県下平均74.5%）となり富山県下ではトップクラスとなりましたが、内容については問題の残る結果となりました。品質低下については農家各位に栽培記録簿では読み切れない管理等について聞き取り調査を行い貴重なデータを頂きました。合わせて5年ぶりとなる土壤診断結果（314ヶ所）より対策書を作成し「平成26年産米品質向上運動」の啓蒙を図りました。

生活指導では、食と農を守る活動・高齢者助け合い活動・生活文化活動・健康管理活動・組織強化活動に取り組んでいます。今年は、組合員の健康を守る活動として日帰り人間ドック健診に重点をおき、760名の方に受診していただきました。目標対比101%、昨年対比105%となりました。また、高齢者福祉事業では、訪問介護利用者数月平均30名、介護提供時間月平均320時間利用していただき、心のこもったサービス・質の向上に努めました。

また、3月18日には、臨時総代会にて㈱JAファームアルプスの設立についてご承認頂きましたことを深く感謝申し上げます。今後は、地域農業の核となるべく、地域農業の課題解決や持続的農業の発展に寄与できるよう努めています。

組合員の皆様のご利用とご協力に感謝申し上げますとともに、今後も厳しい経営が予想されますが、皆様の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

5 事業活動のトピックス

◇ ローン相談会・年金相談会の開催

ローン相談会 毎月、年金相談会 年2回

◇ 年金受給予定者セミナーの開催

平成25年6月（なめりかわ支店）、平成25年10月（たてやま支店）にセミナーを開催しました。

◇ 平成25年度における事業の経過

年月日	事業内容	年月日	事業内容
平成25年 3月 1 2 〔2・3〕 〔9・10〕 〔16・17〕 〔5～7〕 〔12～14〕 〔19・22〕 24 25～27 29	全国監査機構決算監査 決算棚卸監事監査 青壯年部第16回通常総会 マイカー商談会 (上市会場)(滑川会場)(立山会場) 決算監事監査 女性部通常総会 全国監査機構 財務諸表等監査 合同委員会	10月 〔1・3〕 7～10 17 2 3 18 19 20 21 21 21 24 25 26～27	上半期決算監事監査 定期理事会(9月) パークゴルフ大会 上期事業報告会(舟橋・上市) 上期事業報告会(滑川・立山) 組合長杯争奪ゲートボール大会上市地区 平成25年産大豆初検査 監事会 定期理事会(10月) 組合長杯争奪ゲートボール大会滑川地区 組合長杯争奪ゲートボール大会立山地区 みのりフェア(滑川地区)
4月 1 2 2 9～11 22 22	平成25年度新規採用職員辞令交付式 監事会 定期理事会(3月) 全国監査機構決算監査 監事会 定期理事会(4月)	11月 2～3 7 9～10 12 16～17 20 20 23 26 26	みのりフェア(立山地区) 組合長杯争奪ゲートボール大会決勝 みのりフェア(上市地区) 組合員感謝の集い 崇敬会フレッシュ食彩市 監事会 定期理事会(11月) 第17回俳句大会 総務・金融・共済委員会 営農経済委員会
5月 20 20 22～23 25	監事会 定期理事会(5月) 総代会事前説明会 (滑川会場・上市会場・立山会場) 第18回通常総代会	12月 12 20	コンプライアンス研修会 定期理事会(12月)
6月 〔1・2〕 〔8・9〕 〔15・16〕 3～4 〔11～13〕 〔18・19〕 20 20 20 26 30	ふれあい総合フェア (上市地区)(立山地区)(滑川地区) コンプライアンス研修会 臨時監事監査 内部監査合同監査 平成25年産大麦初検査 監事会 定期理事会(6月) 土づくりパワーアップ大会 ウォーキング大会	平成26年 1月 16・17 18・19 20 20 24～27	紳士服・宝飾展示会 新春マイカー商談会(上市・滑川・立山合同開催) 監事会 定期理事会(1月) 第31回くみあいきもの大祭典
7月 8～12 16 18 23 23	全国監査機構 期中監査 総務・金融・共済委員会 営農経済委員会 監事会 定期理事会(7月)	2月 1・2 1 〔4～6〕 〔18・19〕 8～9 12～14 15～16 19 20 27	マイカー商談会(上市会場) 常勤役員と青壯年部、女性部との対話集会 内部監査 マイカー商談会(滑川会場) 全国監査機構 資産査定監査 マイカー商談会(立山会場) 総務・金融・共済委員会 営農経済委員会 監事会 定期理事会(2月) 全国監査機構棚卸実査
8月 5 20 20 22	全国監査機構と常勤役員の協議 監事会 定期理事会(8月) 平成25年産米初検査	3月 1 3 〔4～6〕 〔11～13〕	合併20年記念式典 決算棚卸監事監査 決算監事監査
9月 2 25 29	上半期決算棚卸監事監査 上半期決算監事監査事前勉強会 人形供養祭		

6 農業振興活動と地域貢献情報

◇ 協同組合の特性

当JAは、滑川市、上市町、立山町、舟橋村を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員の皆さま地方公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として農業や助け合いを第一に農業協同組合らしい各事業を推進すべく、財務管理、人材開発を行い社会貢献に努めています。

◇ 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- ・生産履歴記帳運動
- ・農業生産工程管理（GAP）手法の導入
- ・農薬の安全使用遵守の周知徹底
- ・Eメールによる営農情報（水稻）の提供

◇ 担い手・地産地消・食育への取り組み

- ・園芸の営農指導
- ・農産物の生産指導
- ・JA直売所による地産地消促進
- ・農業祭の開催
- ・意欲ある担い手の育成、確保
- ・地域重点振興作物の生産

◇ 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預りした貯金の残高は、83,523百万円（うち定期積金の残高は2,639百万円）となっております。

なお、資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

（単位：百万円）

区分	金額
組合員等	69,490
その他	14,411
合計	83,901

◇ 地域への資金供給の状況

（1）貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金の残高は、12,919百万円となっております。JAは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

（単位：百万円）

区分	金額
組合員等	8,504
地方公共団体等	4,880
その他	493
合計	13,878

（2）制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、①JA等民間金融機関の資金を原資とする貸付けに利子補給等を行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

◇ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

（1）文化的・社会的貢献に関する事項

- 組合員健康増進活動への協賛
- 学校給食への地元農産物の提供支援（地産地消への取組）
- 食農教育に係る教材本の贈呈
- 親子のつどい等教育活動への助成

- 交通安全運動の推進
 - 各種農業関連イベントや、地域活動への協賛・後援
 - 高齢者福祉活動や各種ボランティア活動への参加
 - 年金・融資（ローン）相談会の開催
 - 法律相談（弁護士による）の取次ぎ
 - 税務相談会（税理士による）の実施
 - 絵、書道や作文のコンクールを開催
 - 日本赤十字社の献血への積極的参加
- (2) 利用者ネットワーク化への取り組み
- 年金友の会 当JAで年金をお受取りの皆さまを対象に旅行や文化活動の実践。
 - 共済友の会親睦会の開催
 - パークゴルフ大会
 - ゲートボール大会 地域の大会へ参加するとともに、アルプス組合長杯を開催。
 - 住民運動会への協賛
- (3) 情報提供活動
- 農協だより（広報誌）刊行による組合員への情報の提供
 - ホームページを通じた情報の提供
ホームページアドレス <http://www.ja-alps.or.jp/>

◇ 地域密着型金融への取り組み

- (1) 農業者等の経営支援に関する取組み方針
- 農業技術・生産性向上に向けた各種研修会の実施、低利の農業関連融資の普及・推進活動に取組み担い手経営体や農業者等のニーズを把握し、サービスを普及していきます。
- (2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備
- 農業者の金融ニーズに応えるための農業融資担当者の研修会を実施し、また、農業者からの幅広いニーズに応えるため、JAバンク農業金融プランナーを6人配置するなどし、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう体制整備を行っています。
- (3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援
- 融資部門と営農経済部門が連携し農業融資・資金提案を行い、また、担い手金融リーダーを設置し、農林中金や行政・関係機関の担い手担当部署と連携する窓口担当者としての役割を發揮するなどして取り組みを行っています。
- (4) ライフサイクルに応じた担い手支援
- 新規就農支援、担い手の信用向上、財務の安定化など農業法人等の発展段階に応じて、資本供与の枠組みであるアグリシードファンドを提案するなどして担い手支援に取り組んでいます。
- (5) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取組み
- 農業経営負担軽減支援資金等の負債整理資金を提案し、償還金の負担軽減を図るなどした取組み、また、農業経営改善促進資金（新スーパーS資金）の融資について、農業振興等に貢献するために創設されたJAバンクアグリ・エコサポート基金を通じた利子助成を行うなどして担い手を支援しています。
- (6) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献
- 富山県JAにおいては、市町村が作成する「人・農地プラン」について地域再生協議会の事務局又は構成員として、アンケート調査の取りまとめ等を行うなどプラン策定に参画しています。また、地域の小学生の農業に対する理解を促進するため、JAバンク食農教育応援事業を展開し、農業に関する教材「農業とわたしたちのくらし」の配布や農業体験学習の受入れなどに取組んでいます。

7 リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

[リスク管理基本方針]

組合員・利用者の皆さんに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことと、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、信用事業の事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

◇ 法令遵守体制

[コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るために、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行なうことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

当JAのコンプライアンスにかかる基本方針

1. 当JAの社会的責任と公共的使命の認識

当JAのもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

◇ 金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（意見・要望窓口）

総務部（電話：0120-727-375 土・日・祝除く8:30~17:00）

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

①の窓口または富山県JAバンク相談所（電話：076-445-2017）にお申し出ください。

・共済事業

（社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

（財）自賠責保険・共済紛争処理機構（電話：本部03-5296-5031）

（財）日弁連交通事故相談センター（電話：本部03-3581-4724）

（財）交通事故紛争処理センター（電話：東京本部03-3346-1756）

最寄りの連絡先については、上記または①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当JAは、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

アルプス農業協同組合（以下「当JA」といいます。）は、事業を行うにつきまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、マネーロンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当JAは、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

（反社会的勢力との決別）

当JAは、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当JAは、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当JAは、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

（取引時確認）

当JAは、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

（疑わしい取引の届出）

当JAは、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

◇ 利用者保護等管理方針

当JAは、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

J Aバンク利用者保護等管理方針

アルプス農業協同組合（以下「当JA」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当JAとの取引に伴い、当JAの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

◇ 金融円滑化管理方針

当JAは、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本の方針

アルプス農業協同組合（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

- 1 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
- 2 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。
 - (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇ 個人情報保護方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取り扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

個人情報保護方針

当JAは、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当JAの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当JAは、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当JAは、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱います。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当JAは、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当JAは、取扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ職員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 第三者提供の制限

当JAは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

6. 機微（センシティブ）情報取り扱い

当JAは、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正等

当JAは、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、法第2条第5項に規定するデータをいいます。

8. 苦情窓口

当JAは、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9. 繙続的改善

当JAは、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当JAは、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当JAの事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当JAは、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当JAは、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当JAは、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当JAは、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当JAは、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当JAは、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただきますよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇ 苦情受付窓口

当JAでは、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当JAの業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当JAは、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

苦情受付窓口

総務部

電話番号／076-472-1222

受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）、午前8時30分～午後5時

◇ 内部監査体制等

当JAでは、内部監査部門を（被監査部門から独立して）設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

監事監査および内部監査の実施状況は次のとおりです。

○ 監査実施状況

（単位：人、日）

監査期間	監査内容等	監査従事人数		
		監事	内部監査員	計
H25.6/11～13、18、19	臨時監事監査内部監査、合同監査	13	12	25
H25.9/2	上期決算棚卸監事監査	6	6	12
H25.10/1、3、7～10、15、17	上期決算監事監査	32	23	55
H26.2/4～6、18、19	内部監査	—	17	17
H26.2/28、3/3	決算棚卸監事監査	6	6	12
H26.3/4～6、3/11～13	決算監事監査	30	21	51
毎月初（8月末、2月末除く）	毒劇物棚卸実査	10	10	20
監査延べ人数		97	95	192

8 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成26年2月末における自己資本比率は、14.88%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

- 普通出資による資本調達額 1,977百万円（前年度1,986百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーション・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

9 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。

この信用事業は、JA・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、貯蓄貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金商品については、本誌15ページをご覧ください。

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主な貸出商品については、本誌15ページをご覧ください。

◇ 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取扱が安全・確実迅速にできます。

◇ その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（利付・割引国庫債券）の窓口販売の取り扱い、国債の保護預かり、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫などでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

主なその他のサービス等は、本誌16ページから17ページをご覧ください。

[共済事業]

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済は、生命・建物・自動車等の各種共済による生活総合保障を展開しています。

主な共済商品については、本誌17ページをご覧ください。

[営農経済事業]

◇ 指導事業

農作物などの生産や販売に関して、生産性や品質向上のための支援・営農相談や、暮らしの相談などを行っています。

◇ 購買事業

組合員・地域の皆様へ営農資材・日用雑貨・食料品などの供給を行っています。

◇ 販売事業

組合員の皆様が丹精こめて作られた新鮮で安全な農産物などを販売しています。

[その他の事業]

健康診断や介護支援などの福祉介護事業、旅行代理業や各種文化事業など、組合員・地域の皆さまのためにさまざまな事業を行っています。

(2) 系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）

当J Aの貯金は、J Aバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇ 「J Aバンクシステム」の仕組み

J Aバンクは、全国のJ A・信連・農林中央金庫（J Aバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さんに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、J Aバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつつの金融機関として活動する「J Aバンクシステム」を運営しています。

「J Aバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的な事業推進」を2つの柱としています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J Aバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。J Aバンク法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「J Aバンク基本方針」を定め、J Aの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJ Aバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、J Aバンク全体で個々のJ Aの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◇ 「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J Aバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJ Aバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

【主な貯金商品】

種類	しくみと特徴	お預入期間	お預入金額	
普通貯金 (総合口座)	いつでも預入・引出ができます。公共料金の自動引落や、給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。 定期貯金などを担保に、総合口座を組合せれば担保に応じて自動融資を受けることができます。	出し入れ自由	1円以上	
貯蓄貯金	お預け入れ残高に応じて、4段階の金利が設定されているため、普通貯金より高利回りで運用できます。ただし、給与・年金等の自動受け取りや、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	1円以上	
当座貯金	お支払いには、安全で便利な小切手・手形をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。	出し入れ自由	1円以上	
スーパー定期	お預け入れは1円からという手軽な定期貯金で、お預け入れ期間3年以上の場合は有利な半年複利も選択できます。	1ヶ月以上 10年以内	1円以上	
大口定期	1,000万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。	1ヶ月以上 10年以内	1,000万円以上	
定期指定期貯金	お利息が1年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから1年たてば1ヶ月前のご通知でいつでも満期日を指定できますし、元金(1万円以上)の一部引き出しもできます。	最長3年	1円以上 300万円未満	
変動金利定期貯金	市場金利に応じて6ヶ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。	最長3年	1円以上	
決済用貯金 (普通貯金)	利息はつきません。個人のものは総合口座による貸越ができます。貯金保護制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	
定期積金	毎月のお積立で生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6ヶ月以上 10年以内	1回1,000円以上	
財形貯金	一般財形貯金	お勧めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立となります。	3年以上	1回1円以上
	財形年金貯金	退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。在職中に積立を行い、60才以降に年金としてお受取りできます。また、住宅財形と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回1円以上
	住宅財形貯金	マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、年金財形と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回1円以上

* 商品については約款の内容などをご確認いただき、不明な点は店頭窓口もしくは専門担当者までお問い合わせください。

【主な貸出商品】

種類	内容
住宅ローン	マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・他金融機関借入の住宅資金の借換をご利用ください。
リフォームローン	リフォームにもJAのローンをお役立ていただけます。増改築や改修・補修・インテリアや外装の工事などにご利用ください。
マイカーローン	新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。
教育ローン	高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定のお子さんの入学金や家賃・授業料などの学費をご利用いただけます。 在学中の方もご利用になれます。
フリーローン	生活に必要な一切の資金です。
カードローン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができます。 全国のJAのCD・ATMはもちろん他の提携金融機関のCD・ATMでも借り入れることができます。

* その他にもみなさまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しております。店頭窓口もしくは専門担当者までお問い合わせください。

【主なその他のサービス】

種類	内容
JAキャッシュサービス	カード1枚で、当JAの各支店をはじめ、全国の提携金融機関や郵便局のATMをご利用できます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれ、キャッシュカードにより必要な時にお引出ができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等公的年金や配当金などがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれます。お受取の手間が省け、期日忘れのご心配がなくなります。
各種自動支払サービス	電気料、水道料、NHK放送受信料、電話料などの各種公共料金のほか、JAカード利用代金、税金などをお客様のご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたしますので、払い込み等の煩わしさが解消します。
自動送金サービス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。
自動集金サービス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落として、お客様のご指定いただいた貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
J A カード (クレジットカード)	このカード1枚で国内はもとより海外でもお買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用になります。また、急にお金がご入用なときにはキャッシングサービスもご利用いただけます。
デビットカードサービス	「J•Debit」ジェイデビットのマークのある加盟店なら全国どこでも、当JAのキャッシュカードでお買い物などの代金支払いができます。
J A ネットバンク	窓口やATMにいかなくても、お手持ちのパソコン・携帯電話からインターネットを通じてアクセスするだけで、残高照会や振込・振替などの各種サービスがご利用いただけます。

【主な手数料一覧】

※ 各手数料には、消費税等（8%）が含まれています。

○ 内国為替の取扱手数料

種類		系統金融機関あて	他金融機関あて	
振込手数料 (1件につき)	電信	3万円未満	324円	
		3万円以上	540円	
	文書	3万円未満	324円	
		3万円以上	540円	
	インターネット バンキング 利 用	1万円未満	県内 JA宛 無料	
			県外 JA宛 108円	
		1万円以上 3万円未満	県内 JA宛 無料	
			県外 JA宛 216円	
		3万円以上	県内 JA宛 無料	
			県外 JA宛 324円	
送金手数料（1件につき）		540円	756円	
代金取扱手数料（1通につき）		至急	864円	
		普通	648円	

※ 系統金融機関とは、JA銀行・信連・農林中央金庫・JFマリンバンクです。

○ ATM利用手数料

ご利用カード		お引出取引（1回当たり）			お預入取引（1回当たり）	
ご利用時間		当JA・県内JA キャッシュカード	県外JA キャッシュカード	他金融機関 キャッシュカード	当JA・県内JA キャッシュカード	県外JA キャッシュカード
平 日	8:45～18:00	無 料	無 料	108円	無 料	無 料
	18:00～21:00			216円		
土曜日	8:45～14:00			108円		
	14:00～17:00			216円		
日 曜 祝 年 末	9:00～17:00			216円		

※三菱東京UFJ、セブン、ゆうちょ銀行及びJFマリンバンクについては店頭窓口もしくは専門担当者までお問い合わせください。

○ その他の諸手数料

種		類	手 数 料
手形・小切手関係手数料	約束・為替手形帳	1 冊 (50 枚)	1,080円
	小切手帳	1 冊 (50 枚)	1,080円
そ の 他	自己宛小切手	1 枚	540円
	残高証明書発行手数料（都度発行）	1 通	540円
	証書・通帳再発行手数料	1 枚 (冊)	1,080円
	ICキャッシュカード再発行手数料	1 枚	1,620円
	保護預り口座管理手数料	年額	1,296円
	JAネットバンクサービス利用手数料	月額	無 料

【主な共済商品一覧】

こんな方におすすめです		共済の種類
万一のとき、家族のために生活費を残してあげたい	一生涯の万一保障	終身共済 一時払終身共済
病気やケガに生涯備える医療保障がほしい	充実の医療保障	医療共済
健康に不安があり医療保障をあきらめていた	ご加入しやすい 医療保障	引受緩和型定期医療共済 がんばるけあスマイル
がんに生涯手厚く備えたい	がんの保障	がん共済
一生涯にわたる介護の不安に備えたい	一生涯の介護保障	介護共済 一時払介護共済
老後の生活資金の準備を始めたい	老後の保障	予定利率変動型年金共済 ライフロード
貯蓄しながら万一のときにも備えたい	万一保障と貯蓄	養老生命共済 一時払養老生命共済
お子さまの教育資金を準備したい	お子さまの保障	こども共済
火災や自然災害による建物・家財の損害に備えたい	建物と家財の保障	建物更生共済 むてき
自動車の事故によるケガや賠償、修理に備えたい	くるまの保障	家庭用自動車共済 クルマスター

MEMO

【 経 営 資 料 】

I. 決算の状況

1 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金額		科 目	金額	
	24年度	25年度		24年度	25年度
1. 信 用 事 業 資 産	80,178,426	81,090,532	1. 信 用 事 業 負 債	83,861,352	84,672,592
(1) 現 金	273,051	277,730	(1) 賞 金	83,523,436	83,901,974
(2) 預 金	59,974,055	61,359,537	(2) 借 入 金	32,738	23,208
系 統 預 金	59,971,547	61,353,725	その他の信用事業負債	294,025	736,258
系 統 外 預 金	2,507	5,811	未 払 費 用	63,122	42,143
(3) 有 価 証 券	6,656,315	5,236,529	そ の 他 の 負 債	230,902	694,115
国 債	1,016,330	902,580	(4) 債 務 保 証	11,151	11,151
地 方 債	483,472	—	2. 共 濟 事 業 負 債	429,838	534,202
金 融 債	4,753,667	4,233,849	(1) 共 濟 借 入 金	31,701	42,468
社 債	402,846	100,100	(2) 共 濟 資 金	170,880	273,313
(4) 貸 出 金	12,919,411	13,878,730	(3) 共 濟 未 払 利 息	472	666
(5) その他の信用事業資産	486,516	467,744	(4) 未 経 過 共 濟 付 加 収 入	226,583	217,685
未 収 収 益	477,945	455,891	(5) そ の 他 の 共 濟 事 業 負 債	200	67
そ の 他 の 資 産	8,571	11,852	3. 経 済 事 業 負 債	348,056	389,553
(6) 債 務 保 証 見 返	11,151	11,151	(1) 経 済 事 業 未 払 金	228,566	379,435
(7) 貸 倒 引 当 金	△ 142,076	△ 140,890	(2) 経 済 受 託 債 務	119,489	10,118
2. 共 濟 事 業 資 産	32,277	43,612	4. 設 備 借 入 金	49,779	33,186
(1) 共 濟 貸 付 金	31,701	42,778	5. 雜 負 債	103,568	164,811
(2) 共 濟 未 収 利 息	472	666	(1) 未 払 法 人 税 等	7,359	40,054
(3) そ の 他 の 共 濟 事 業 資 産	103	166	(2) 資 産 除 去 債 務	2,480	2,480
3. 経 済 事 業 資 産	1,614,291	1,866,503	(3) そ の 他 の 負 債	93,729	122,276
(1) 経 済 事 業 未 収 金	380,918	414,437	6. 諸 引 当 金	652,447	604,596
(2) 経 済 受 託 債 権	955,896	1,059,605	(1) 賞 与 引 当 金	63,632	58,119
(3) 棚 卸 資 産	313,236	412,376	(2) 退 職 給 付 引 当 金	566,853	519,457
購 買 品	313,236	412,376	(3) 役 員 退 職 慰 労 引 当 金	21,961	27,019
(4) そ の 他 の 経 済 事 業 資 産	12,477	12,334	7. 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	495,815	480,813
(5) 貸 倒 引 当 金	△ 48,236	△ 32,250	負 債 の 部 合 計	85,940,858	86,879,756
4. 雜 資 産	72,241	62,933	1. 組 合 員 資 本	3,988,357	4,078,419
5. 固 定 資 産	4,042,129	3,867,233	(1) 出 資 金	1,986,089	1,977,412
(1) 有 形 固 定 資 産	4,028,677	3,855,182	(2) 資 本 準 備 金	1,322,004	1,322,004
建 物	4,301,324	4,277,249	(3) 利 益 剰 余 金	690,975	790,324
機 械 装 置	1,489,938	1,515,388	利 益 準 備 金	380,000	400,000
土 地	2,737,225	2,674,231	そ の 他 利 益 剰 余 金	310,975	390,324
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	963,609	966,865	リス ク 管 理 積 立 金	105,386	74,500
減 価 償 却 累 計 額	△ 5,463,420	△ 5,578,553	担 い 手 対 策 資 金	40,000	50,000
(2) 無 形 固 定 資 産	13,452	12,051	税 効 果 調 整 積 立 金	52,608	74,436
6. 外 部 出 資	5,016,083	5,016,128	当 期 未 処 分 剰 余 金	112,980	191,387
(1) 外 部 出 資	5,016,083	5,016,128	(うち 当 期 剰 余 金)	(35,220)	(130,194)
系 統 出 資	4,770,503	4,770,503	(4) 処 分 未 準 持 分	△ 10,712	△ 11,321
系 統 外 出 資	132,580	132,625	2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,079,779	1,064,642
子 会 社 等 出 資	113,000	113,000	(1) そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	52,222	26,015
7. 繰 延 税 金 資 産	53,545	75,874	(2) 土 地 再 評 価 差 額 金	1,027,557	1,038,626
資 産 の 部 合 計	91,008,995	92,022,817	純 資 産 の 部 合 計	5,068,136	5,143,061
			負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	91,008,995	92,022,817

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2 損益計算書

(単位：千円)

科 目	金額		科 目	金額	
	24年度	25年度		24年度	25年度
1. 事 業 総 利 益	2,050,362	2,077,768	(9) 農業倉庫事業収益	92,675	94,829
(1) 信 用 事 業 収 益	808,164	785,595	(10) 農業倉庫事業費用	31,818	33,832
資 金 運 用 収 益	761,327	733,252	農業倉庫事業総利益	60,857	60,996
(うち預金利息)	(411,383)	(392,770)	(11) 利用事業収益	203,462	225,087
(うち有価証券利息)	(58,554)	(43,477)	(12) 利用事業費用	131,287	137,096
(うち貸出金利息)	(291,388)	(274,869)	(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 94)	(△ 374)
(うちその他受入利息)	(0)	(22,135)	利 用 事 業 総 利 益	72,175	87,990
役 務 取 引 等 収 益	25,088	25,901	(13) そ の 他 事 業 収 益	101,248	92,483
そ の 他 事 業 直 接 収 益	430	5,901	(14) そ の 他 事 業 費 用	95,366	86,358
そ の 他 経 常 収 益	21,318	20,541	そ の 他 事 業 総 利 益	5,881	6,125
(2) 信 用 事 業 費 用	150,484	160,707	(15) 指導事業収入	25,956	24,607
資 金 調 達 費 用	63,698	55,332	(16) 指導事業支出	117,769	116,469
(うち貯金利息)	(58,923)	(47,510)	指 导 事 業 収 支 差 額	△ 91,813	△ 91,862
(うち給付補填備金繰入)	(3,964)	(3,200)	2. 事 業 管 理 費	2,006,947	1,931,942
(うち借入金利息)	(766)	(827)	(1) 人 件 費	1,447,749	1,410,671
(うちその他支払利息)	(43)	(3,793)	(2) 業 務 費	170,337	172,920
役 務 取 引 等 費 用	4,373	4,506	(3) 諸 税 負 担 金	66,461	67,431
そ の 他 経 常 費 用	82,411	100,868	(4) 施 設 費	305,829	266,341
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 14,314)	(△ 1,185)	(5) そ の 他 事 業 管理費	16,569	14,576
(うち貸出金償却)	(32)	—	事 業 利 益	43,415	145,825
信 用 事 業 総 利 益	657,680	624,888	3. 事 業 外 収 益	78,390	108,648
(3) 共 濟 事 業 収 益	556,594	559,621	(1) 受 取 出 資 配 当 金	35,709	52,197
共 濟 付 加 収 入	538,058	539,786	(2) 貸 貸 貸	16,490	13,678
共 濟 貸 付 金 利 息	903	1,098	(3) 償 却 債 権 取 立 益	3,844	13,379
そ の 他 の 収 益	17,632	18,735	(4) 雜 収 入	22,345	29,393
(4) 共 濟 事 業 費 用	34,052	33,259	4. 事 業 外 費 用	9,973	28,488
共 濟 借 入 金 利 息	903	1,107	(1) 支 払 雜 利 息	668	487
共 濟 推 進 費	11,969	6,509	(2) 貸 貸 施 設 関 連 費 用	2,329	2,898
共 濟 保 全 費	2,678	2,973	(3) 寄 付 金	723	547
そ の 他 の 費 用	18,501	22,668	(4) 合併20年記念関連費用	—	23,673
共 濟 事 業 総 利 益	522,541	526,361	(5) 雜 損 失	10,240	882
(5) 購 買 事 業 収 益	4,931,350	5,182,106	(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 4)	(△ 3)
購 買 品 供 給 高	4,673,272	4,932,853	經 常 利 益	107,844	225,986
修 理 サ ー ビ ス 料	112,602	120,185	5. 特 別 利 益	7,088	17,262
そ の 他 の 収 益	145,475	129,067	(1) 固 定 資 産 処 分 益	7,088	17,262
(6) 購 買 事 業 費 用	4,300,336	4,500,244	6. 特 別 損 失	63,300	99,395
購 買 品 供 給 原 価	4,134,843	4,347,808	(1) 固 定 資 産 処 分 損	33,780	99,395
購 買 品 供 給 費	11,683	12,058	(2) 減 損 損 失	29,520	—
そ の 他 の 費 用	153,808	140,377	税 引 前 当 期 利 益	51,632	143,853
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 4,528)	(△ 17,330)	7. 法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	8,272	50,725
購 買 事 業 総 利 益	631,013	681,861	8. 過 年 度 法 人 税 等 還 付 税 額	—	△ 10,477
(7) 販 売 事 業 収 益	236,900	228,046	9. 法 人 税 等 調 整 額	8,138	△ 26,589
販 売 手 数 料	166,133	159,296	法 人 税 等 合 計	16,411	13,658
そ の 他 の 収 益	70,766	68,750	当 期 剰 余 金	35,220	130,194
(8) 販 売 事 業 費 用	44,874	46,640	当 期 首 繰 越 剰 余 金	14,173	11,762
そ の 他 の 費 用	44,874	46,640	リス ク 管 理 積 立 金 取 崩 額	—	60,500
(うち貸倒引当金繰入額)	(207)	(1,720)	税 効 果 調 整 積 立 金 取 崩 額	9,697	—
販 売 事 業 総 利 益	192,025	181,406	土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	53,889	△ 11,069
			当 期 未 処 分 剰 余 金	112,980	191,387

3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	金額		科 目	金額	
	24年度	25年度		24年度	25年度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			(その他の資産及び負債の増減)		
税引前当期利益	51,632	143,853	その他の資産の純増減	3,428	9,696
減価償却費	179,949	148,990	その他の負債の純増減	16,544	41,618
減損損失	29,520	—	未払消費税等の増減額	18,815	△ 12,676
貸倒引当金の増加額	△ 20,510	△ 17,175	信用事業資金運用による収入	791,783	756,210
賞与引当金の増加額	7,030	△ 5,512	信用事業資金調達による支出	△ 136,306	△ 76,762
退職給付引当金の増加額	△ 45,668	△ 47,395	共済貸付金利息による収入	858	904
その他引当金等の増加額	5,095	5,057	共済借入金利息による支出	△ 858	△ 913
信用事業資金運用収益	△ 760,383	△ 734,156	小計	321,384	△2,238,131
信用事業資金調達費用	63,698	55,332	雑利息及び出資配当金の受取額	36,522	51,565
共済貸付金利息	△ 903	△ 1,098	雑利息の支払額	△ 668	△ 487
共済借入金利息	903	1,107	法人税等の支払額	△ 30,791	△ 7,552
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 35,709	△ 52,197	事業活動によるキャッシュ・フロー	326,447	△2,194,605
支払雑利息	668	487	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券関係損益	△ 1,374	△ 4,996	有価証券の売却による収入	628,341	1,387,833
固定資産売却損益	△ 7,088	△ 17,262	固定資産の取得による支出	△ 123,309	△ 39,418
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			固定資産の売却による収入	12,848	82,586
貸出金の純増減	231,431	△ 959,318	外部出資による支出	△ 1,060	△ 45
預金の純増減	△ 600,000	△ 2,200,000	投資活動によるキャッシュ・フロー	516,820	1,430,956
貯金の純増減	367,840	378,537	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
信用事業借入金の純増減	△ 10,347	△ 9,530	設備借入金の返済による支出	△ 16,593	△ 16,593
その他の信用事業資産の純増減	1,219	△ 4,756	出資の増額による収入	3,136	14,501
その他の信用事業負債の純増減	△ 1,104	463,663	出資の払戻しによる支出	△ 21,811	△ 22,200
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			持分の譲渡による収入	338	△ 1,513
共済貸付金の純増減	△ 2,689	△ 11,077	持分の取得による支出	△ 4,072	△ 609
共済借入金の純増減	2,689	10,767	出資配当金の支払額	△ 19,932	△ 19,776
共済資金の純増減	△ 20,814	102,433	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 58,934	△ 46,190
未経過共済付加収入の純増減	△ 12,334	△ 8,898	4. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	784,333	△ 809,839
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			5. 現金及び現金同等物の期首残高	2,570,674	3,347,107
受取手形及び経済事業未収金の純増減	△ 19,841	△ 33,519	6. 現金及び現金同等物の期末残高	3,355,007	2,537,268
経済受託債権の純増減	275,645	△ 103,709			
棚卸資産の純増減	44,252	△ 97,329			
支払手形及び経済事業未払金の純増減	△ 71,771	150,868			
経済受託債務の純増減	△ 23,916	△ 109,371			

4 注記表

【平成24年度】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）

有価証券の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成11年1月22日企業会計審議会）に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

(1) 子会社株式：移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

①時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
②時価のないもの：移動平均法による原価法

② 棚卸資産

購買品

・農機具製品・自動車等：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・上記以外の購買品：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

また、30万円未満の少額減価償却資産については、即時償却制度の特別措置法の規程に基づき一括償却を行っています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、借地の造成費は、経済的利用期間（20年）に基づく定額法により償却しています。

自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、債権額から当該キャッシュ・フローと担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法線入限度額のいずれか多い金額を計上しています。

この基準に基づき、当事業年度は租税特別措置法第57条の10により算定した金額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、当組合は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号平成11年9月14日）により簡便法を採用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

① 借手

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度（平成20年4月1日以後開始する事業年度）開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

会計基準適用初年度以降に取引を開始したものについて、売買処理により行っているものはありません。なお、会計基準適用初年度以降に取引を開始したもので、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

② 貸手

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

会計基準適用初年度以降に取引を開始したものについては、売買処理（リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法）により行っています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）を適用しています。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入益」は事業費用または事業外費用から控除しており、「償却債権取立益」は事業外収益に計上しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産及び経済事業資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,494,374千円であり、その内訳は、次のとおりです。

①有形固定資産

建物及び構築物 630,652千円（うち当期圧縮記帳額はありません。）
機械及び装置 858,502千円（うち当期圧縮記帳額はありません。）

②経済事業資産

機械及び装置 5,220千円（うち当期圧縮記帳額はありません。）

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、ATM17台及びコピー機等（会計基準適用初年度（平成20年4月1日以後開始する事業年度）開始前契約締結のものについては、リース契約により使用しています。

(3) 担保に供されている資産

預 金 1,500,000千円は為替取引の担保に供しています。

(4) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権 177千円
金銭債務 73,894千円

(5) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権 75,759千円
金銭債務はありません。

(6) 信用事業を行うJAに要求される注記

① 貸出金のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は1,547千円、延滞債権額は219,617千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債権を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

破綻先債権額、延滞債権額の合計額は221,164千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

② 土地再評価の方法、差額等

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っており、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価を行った年月日：平成14年2月28日

・同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号及び第4号に定める「当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算定する方法」又は「当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算定する方法」

・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 932,494千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引総額

① 子会社との取引による収益総額	1,041千円
うち事業取引高	1,041千円
うち事業取引以外の取引高	一千円
② 子会社との取引による費用総額	127,381千円
うち事業取引高	127,381千円
うち事業取引以外の取引高	一千円

(2) 固定資産減損損失等

当事業年度において、以下の固定資産及び固定資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
立 山 地 区 内 ふ れ あ い セ ク ト ー	遊 休	土 地
上 市 地 区 内 ふ れ あ い セ ク ト ー	遊 休	土 地
滑 川 地 区 内 ふ れ あ い セ ク ト ー	遊 休	土 地
旧 カ ー パ ー ク 大 日	遊 休	土 地

山 菜 加 工	遊 休	土 地
旧 有 磯 海 支 店	賃 貸	土 地
滑 川 農 協 会 館	賃 貸	土 地

当組合は、管理会計の状況や固定資産グループの位置づけを踏まえたグルーピングをおこなっています。一般資産の支店、出張所は各地区を1つのグループとしております。一般資産の給油所はセンターごとに区分し、自動車は販売と修理が密接に関係しており集約しております。共用資産については、JA全体にかかるもの、複数の資産グループにかかるものに区分し、営農センターには、各生産加工等の施設を集約しております。

ふれあいセンターの一部、旧カーパーク大日、山菜加工、旧有磯海支店、滑川農協会館については、土地の価格が下落したことから帳簿価額を減額しました。当該減少額を減損損失(29,520千円)として特別損失に計上しました。

その内訳は、立山地区内ふれあいセンター5,242千円(土地)、上市地区内ふれあいセンター2,303千円(土地)、滑川地区内ふれあいセンター5,373千円(土地)、旧カーパーク大日424千円(土地)、山菜加工264千円(土地)、旧有磯海支店2,812千円(土地)、滑川農協会館13,099千円(土地)です。

算定にあたり、路線価及び固定資産税評価額を基に回収可能額まで減額しました。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によてもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、債券であり、その他有価証券で保有しています。これは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他の有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が11,678千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行うまでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	59,974,055	59,879,566	△ 94,488
有価証券			—
その他有価証券	6,656,315	6,656,315	—
貸出金	12,934,508		
貸倒引当金	△ 142,129		
貸倒引当金控除後	12,792,379	13,459,599	667,219
経済受託債権	955,896		
貸倒引当金	△ 4,919		
貸倒引当金控除後	950,977	950,977	—
資産計	80,373,726	80,946,457	572,731
貯金	83,523,436	83,420,148	△ 103,288
負債計	83,523,436	83,420,148	△ 103,288

※貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金15,096千円を含めています。

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

※経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

iv) 経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価とみなし、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外　部　出　資	5,016,083

※外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	59,974,055	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	882,430	1,300,000	1,700,000	2,100,000	600,000	—
貸出金	1,911,592	1,154,394	965,027	888,295	741,023	7,232,095
経済受託債権	954,543	—	—	—	—	—
合 計	63,722,620	2,454,394	2,665,027	2,988,295	1,341,023	7,232,095

※貸出金のうち、当座貸越404,193千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

※貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等26,981千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

※経済受託債権のうち、破綻懸念先、実質破綻懸念先及び破綻先に対する債権等1,352千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	67,657,443	6,405,027	7,065,218	1,364,631	1,020,532	10,583
合 計	67,657,443	6,405,027	7,065,218	1,364,631	1,020,532	10,583

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次の通りです。

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	類	取 得 原 価 又 は 償 却 原 価	貸 借 対 照 表 計 上 額	評 価 差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は 償却原価を超えるもの	国 債	1,000,132	1,016,330	16,197
	地 方 債	481,924	483,472	1,547
	金 融 債	4,701,048	4,753,667	52,618
	社 債	400,095	402,846	2,750
合 計		6,583,201	6,656,315	73,114

なお、上記の評価差額から繰延税金負債20,891千円を差し引いた額52,222千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	売 却 額	売 却 益	売 却 損
金融債	200,430	430	—
合 計	200,430	430	—

6. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加えて、全共連との契約による確定給付企業（規約型）制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による退職給付制度を採用しています。

なお、退職給付に係る会計基準に基づく、当事業年度における退職給付債務の内容等は次のとおりです。

① 退職給付債務及びその内訳

- ア. 退職給付債務の額 1,445,935千円
- イ. 年金資産の額 879,082千円
- (うち確定給付企業年金（規約型）制度 314,703千円)
- (うち農協職員退職給付金制度 564,379千円)
- ウ. 退職給付引当金の額 (=ア.-イ.) 566,853千円

② 退職納付費用の内訳

- 勤務費用の額 70,628千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金18,443千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成24年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は283,146千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	38,087千円
賞与引当金	18,495千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	157,330千円
減損損失否認額	101,961千円
減価償却超過額	9,363千円
J A バンク支援制度負担金	11,441千円
その他	13,942千円
繰延税金資産小計	350,619千円
評価性引当額	△ 276,183千円
繰延税金資産合計 (A)	74,436千円
繰延税金負債	
有価証券に係る繰延税金負債	20,892千円
繰延税金負債合計 (B)	20,892千円
繰延税金資産(負債)の純額(A)-(B)	53,545千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

税効果会計適用後の法人税等の負担率と、法定実効税率との重要な差異はありません。

8. その他の注記

(1) 劣後特約付貸出金

貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金1,489,000千円が含まれています。

【平成25年度】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）

有価証券の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成11年1月22日企業会計審議会）に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

(1) 子会社株式：移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

- i) 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ii) 時価のないもの：移動平均法による原価法

② 棚卸資産

購買品

- ・農機具製品・自動車等：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・上記以外の購買品：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

また、30万円未満の少額減価償却資産については、即時償却制度の特別措置法の規程に基づき一括償却を行っています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、借地の造成費は、経済的利用期間（20年）に基づく定額法により償却しています。

自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況はないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残高との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。

この基準に基づき、当事業年度は租税特別措置法第57条の9により算定した金額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、当組合は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号平成11年9月14日）により簡便法を採用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

① 借手

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度（平成20年4月1日以後開始する事業年度）開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

会計基準適用初年度以降に取引を開始したものについて、売買処理により行っているものはありません。なお、会計基準適用初年度以降に取引を開始したもので、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

② 貸手

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

会計基準適用初年度以降に取引を開始したものについては、売買処理（リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法）により行っています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(6) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、当事業年度より取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づいて減価償却方法に変更しております。これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産及び経済事業資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,494,374千円であり、その内訳は、次のとおりです。

①有形固定資産

建物及び構築物	630,652千円（うち当期圧縮記帳額はありません。）
機械及び装置	858,502千円（うち当期圧縮記帳額はありません。）

②経済事業資産

機械及び装置	5,220千円（うち当期圧縮記帳額はありません。）
--------	---------------------------

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、ATM16台及びコピー機等（会計基準適用初年度（平成20年4月1日以後開始する事業年度）開始前契約締結のものについては、リース契約により使用しています。

(3) 担保に供している資産

預 金 1,500,000千円は為替取引の担保に供しています。

(4) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権	5千円
金銭債務	68,607千円

(5) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権	90,363千円
金銭債務	ありません。

(6) 貸出金のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は1,392千円、延滞債権額は193,990千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

破綻先債権額、延滞債権額の合計額は195,383千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(7) 土地再評価の方法、差額等

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っており、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価を行った年月日：平成14年2月28日

・同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号及び第4号に定める「当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算定する方法」又は「当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算定する方法」

・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 937,952千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引総額

① 子会社との取引による収益総額	858千円
うち事業取引高	858千円
うち事業取引以外の取引高	-千円
② 子会社との取引による費用総額	30,126千円
うち事業取引高	30,126千円

うち事業取引以外の取引高 一千円

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によつてもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、債券であり、その他有価証券で保有しています。これは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合は、個別の重要案件又は大口案件について理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのこと、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が6,544千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができるため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	61,359,537	61,284,799	△ 74,737
有価証券			—
その他有価証券	5,236,529	5,236,529	—
貸出金	13,893,223		
貸倒引当金	△ 140,939		
貸倒引当金控除後	13,752,283	14,343,720	591,436
経済受託債権	1,059,605		
貸倒引当金	△ 4,961		
貸倒引当金控除後	1,054,643	1,054,643	—
資産計	81,402,992	81,919,691	516,699
貯金	83,901,974	83,823,628	△ 78,345
負債計	83,901,974	83,823,628	△ 78,345

※貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金14,492千円を含めています。

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

※経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

iv) 経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価とみなし、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外　部　出　資	5,016,128

※外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	61,359,537	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	1,300,000	700,000	2,100,000	600,000	500,000	—
貸出金	2,035,220	1,107,234	1,038,419	872,117	1,034,762	7,769,402
経済受託債権	1,056,503	—	—	—	—	—
合　計	65,751,260	1,807,234	3,138,419	1,472,117	1,534,762	7,769,402

※貸出金のうち、当座貸越393,468千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

※貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等21,573千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

※経済受託債権のうち、破綻懸念先、実質破綻懸念先及び破綻先に対する債権等3,101千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	67,382,459	7,390,466	6,857,567	967,900	1,279,458	24,122

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

6. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次の通りです。

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	取 得 原 価 又 は 償 却 原 価	貸 借 対 照 表 計 上 額	評 価 差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は 償却原価を超えるもの	国 債	900,046	902,580
	金 融 債	4,200,311	4,233,849
	社 債	100,006	100,100
合 計	5,200,364	5,236,529	36,164

なお、上記の評価差額から繰延税金負債10,149千円を差し引いた額26,015千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	売 却 額	売 却 益	売 却 損
金 融 債	1,005,901	5,901	—
合 計	1,005,901	5,901	—

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加えて、全共連との契約による確定給付企業（規約型）制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付に係る会計基準に基づく、当事業年度における退職給付債務の内容等は次のとおりです。

① 退職給付債務及びその内訳

- ア. 退職給付債務の額 1,437,768千円
- イ. 年金資産の額 918,311千円
- （うち確定給付企業年金（規約型）制度 372,008千円）
- （うち特定退職共済制度 546,302千円）
- ウ. 退職給付引当金の額（＝ア.－イ.） 519,457千円

② 退職給付費用の内訳

- 勤務費用の額 69,178千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金18,036千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成25年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は281,070千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	32,291千円	
賞与引当金	17,029千円	
退職給付引当金	143,904千円	
減損損失否認	95,451千円	
減価償却超過額	7,346千円	
JAバンク支援制度負担金	11,892千円	
その他	25,553千円	
繰延税金資産小計	333,467千円	
評価性引当額	△ 247,443千円	
繰延税金資産合計 (A)	86,023千円	
繰延税金負債		
有価証券評価に係る繰延税金負債	10,149千円	
繰延税金負債合計 (B)	10,149千円	
繰延税金資産（負債）の純額 (A) - (B)	75,874千円	

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	29.3%	
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	11.0%	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.1%	
住民税均等割等	5.1%	
過年度法人税	△ 7.2%	
評価性引当額の増減	△ 24.0%	
その他	0.2%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.3%	

5 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	24年度	25年度
1. 当期未処分剰余金	112,980	191,387
(1) 繰越剰余金	14,173	11,762
(2) 当期剰余金	35,220	130,194
(3) リスク管理積立金取崩額	—	60,500
(4) 税効果調整積立金取崩額	9,697	—
(5) 土地再評価差額金取崩額	53,889	△ 11,069
2. 剰余金処分額	101,218	181,243
(1) 利益準備金	20,000	30,000
(2) リスク管理積立金	29,613	100,000
(3) 担い手対策資金	10,000	20,000
(4) 税効果調整積立金	21,827	11,586
(5) 出資配当金	19,776	19,656
(うち普通出資に対する配当金)	(19,776)	(19,656)
3. 繰越剰余金	11,762	10,143

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

平成24年度 1.0% 平成25年度 1.0%

2. 平成24年度において、税効果会計に基づく税効果調整額が平成23年度より減少した事により取崩をしました。

3. 平成25年度において、リスク管理積立金を固定資産の除却により取崩をしました。

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、教育、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

平成24年度 10,000千円 平成25年度 10,000千円

6 部門別損益計算書

【平成24年度】

(単位:千円)

区分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	6,956,350	808,164	556,594	3,034,872	2,530,764	25,956	
事業費用②	4,905,987	150,484	34,052	2,411,394	2,192,288	117,769	
事業総利益 (① - ②)③	2,050,362	657,680	522,541	623,477	338,475	△ 91,813	
事業管理費④ (うち減価償却費)⑤	2,006,947 (178,549)	555,464 (13,252)	413,587 (8,340)	547,026 (114,745)	347,407 (29,575)	143,463 (12,637)	
(うち人件費)⑥	(1,447,749)	(335,822)	(293,635)	(408,403)	(295,589)	(114,300)	
※うち共通管理費⑦ (うち減価償却費)⑧		73,368 (5,183)	54,764 (3,907)	101,823 (6,471)	54,881 (4,607)	16,306 (1,896)	△301,143 (△22,064)
(うち人件費)⑨		(52,547)	(40,880)	(62,150)	(36,109)	(13,373)	(△205,059)
事業利益 (③ - ④)⑩	43,415	102,216	108,954	76,451	△ 8,932	△ 235,276	
事業外収益⑪	78,390	25,878	20,569	18,490	10,932	2,521	
※うち共通分⑫		12,082	9,018	16,767	9,202	2,521	△ 49,590
事業外費用⑬	13,961	3,401	2,539	4,721	2,507	793	
※うち共通分⑭		3,401	2,539	4,721	2,507	793	△ 13,961
経常利益 (⑩ + ⑪ - ⑬)⑮	107,844	124,693	126,984	90,220	△ 507	△ 233,548	
特別利益⑯	7,088	1,727	1,289	2,397	1,273	402	
※うち共通分⑰		1,727	1,289	2,397	1,273	402	△ 7,088
特別損失⑱	63,300	15,422	11,511	21,403	11,368	3,596	
※うち共通分⑲		15,422	11,511	21,403	11,368	3,596	△ 63,300
税引前当期利益 (⑮ + ⑯ - ⑱)⑳	51,632	110,998	116,762	71,214	△ 10,602	△ 236,742	
営農指導事業分配賦額⑲		51,610	47,822	100,615	36,695	△ 236,742	
営農指導事業分配賦後税引前㉑ 当期利益(㉐ - ㉑)	51,632	59,388	68,940	△ 29,401	△ 47,297		

※⑦、⑫、⑭、⑰、⑲は、各事業に直課できない部分です。

注1. 農業関連事業には、販売事業、倉庫事業、利用事業、その他事業のうち農作業受託に加え、購買事業の内生産資材です。

注2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等の再配賦は、その1/3を配布人員割、1/3を人件費を除く事業管理費割、1/3を事業総利益割とした。

(2) 営農指導事業費用負担の配賦は、その1/2を当JAが判断した貢献度割、1/2を事業総利益割とした。

注3. 共通管理費等及び営農指導事業の配賦割合

(単位: %)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	24.5	18.3	33.9	18.1	5.2	100.0
営農指導事業	21.8	20.2	42.5	15.5		100.0

注4. 部門別の資産

(単位:千円)

区分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の資産	91,008,995	84,735,796	798,753	3,667,246	1,185,343	147,279	474,577
総資産(共通資産配分後) (うち固定資産)	91,008,995 (4,042,129)	85,180,136 (3,784,585)	802,918 (35,476)	3,686,370 (162,879)	1,191,524 (52,647)	148,047 (6,541)	

【平成25年度】

(単位:千円)

区分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	7,192,376	785,595	559,621	3,110,728	2,711,824	24,607	
事業費用②	5,114,608	160,707	33,259	2,465,813	2,338,358	116,469	
事業総利益③ (① - ②)③	2,077,768	624,888	526,361	644,914	373,466	△ 91,862	
事業管理費④ (うち減価償却費)⑤	1,931,942 (147,180)	532,661 (10,923)	406,817 (6,874)	529,388 (94,585)	315,858 (24,379)	147,218 (10,419)	
(うち人件費)⑥	(1,410,671)	(323,542)	(283,794)	(402,243)	(287,200)	(113,892)	
※うち共通管理費⑦ (うち減価償却費)⑧		83,313 (4,272)	63,924 (3,220)	110,836 (5,334)	62,163 (3,797)	16,854 (1,563)	△337,089 (△18,186)
(うち人件費)⑨		(40,384)	(27,976)	(53,531)	(38,946)	(14,439)	(△175,276)
事業利益⑩ (③ - ④)⑩	145,825	92,227	119,544	115,526	57,608	△ 239,080	
事業外収益⑪	108,648	42,795	22,850	24,242	15,438	3,323	
※うち共通分⑫		16,428	12,605	21,855	12,258	3,323	△ 66,469
事業外費用⑬	28,488	7,041	5,402	9,367	5,254	1,424	
※うち共通分⑭		7,041	5,402	9,367	5,254	1,424	△ 28,488
経常利益⑮ (⑩ + ⑪ - ⑬)⑮	225,986	127,981	136,992	130,401	67,792	△ 237,181	
特別利益⑯	17,262	4,266	3,273	5,676	3,183	863	
※うち共通分⑰		4,266	3,273	5,676	3,183	863	△ 17,262
特別損失⑱	99,395	24,566	18,849	32,681	18,330	4,970	
※うち共通分⑲		24,566	18,849	32,681	18,330	4,970	△ 99,395
税引前当期利益⑳ (⑮ + ⑯ - ⑱)⑳	143,853	107,682	121,416	103,396	52,646	△ 241,287	
営農指導事業分配賦額㉑		52,601	48,740	102,547	37,400	△ 241,287	
営農指導事業分配賦後税引前㉒ 当期利益(㉐ - ㉑)	143,853	55,081	72,676	848	15,247		

※⑦、⑫、⑭、⑰、⑲は、各事業に直課できない部分です。

注1. 農業関連事業には、販売事業、倉庫事業、利用事業、その他事業のうち農作業受託に加え、購買事業の内生産資材です。

注2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等の再配賦は、その1/3を配布人員割、1/3を人件費を除く事業管理費割、1/3を事業総利益割とした。

(2) 営農指導事業費用負担の配賦は、その1/2を当JAが判断した貢献度割、1/2を事業総利益割とした。

注3. 共通管理費等及び営農指導事業の配賦割合

(単位: %)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	24.7	19.0	32.9	18.4	5.0	100.0
営農指導事業	21.8	20.2	42.5	15.5		100.0

注4. 部門別の資産

(単位:千円)

区分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別資産	92,022,817	85,679,736	807,651	3,708,099	1,198,548	148,919	479,864
総資産(共通資産配分後) (うち固定資産)	92,022,817 (3,867,233)	86,129,025 (3,620,833)	811,863 (33,941)	3,727,435 (155,832)	1,204,798 (50,369)	149,696 (6,258)	

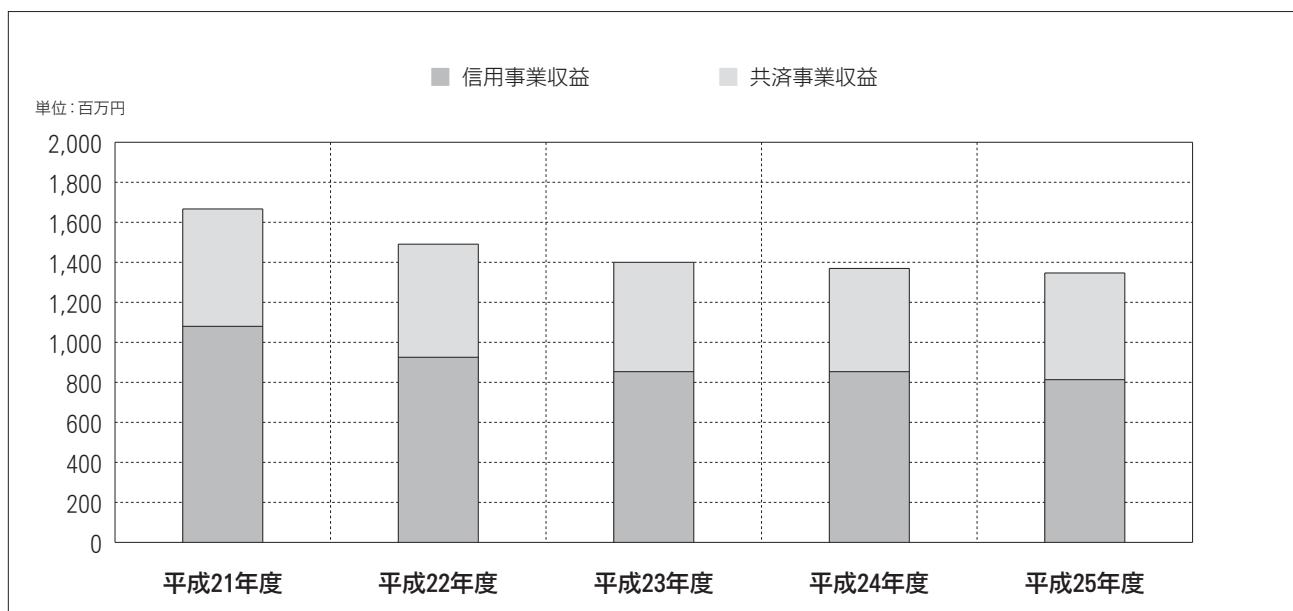
II. 損益の状況

1 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人)

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
経常収益	7,414	7,315	6,924	6,956	7,192
信用事業収益	1,058	930	865	808	785
共済事業収益	616	583	539	556	559
農業関連事業収益	2,970	2,996	2,755	2,878	2,935
生活その他事業収益	2,769	2,804	2,764	2,712	2,911
経常利益	126	102	144	107	225
当期剰余金	112	△ 198	71	35	130
純資産額	5,215	4,948	5,127	5,068	5,143
総資産額	91,240	89,831	90,906	91,008	92,022
単体自己資本比率	15.7%	15.4%	14.6%	14.9%	14.8%
剰余金配当金額	51	19	19	19	19
出資配当の額	20	19	19	19	19
事業利用分量配当の額	31	—	—	—	—
出資金	2,023	2,012	1,993	1,986	1,977
(出資口数)	(2,023,273)	(2,012,463)	(1,993,788)	(1,986,089)	(1,977,412)
貯金等残高	83,072	82,070	83,155	83,523	83,901
貸出金残高	13,737	14,068	13,150	12,919	13,878
有価証券残高	4,530	5,191	7,285	6,656	5,236
職員数	297	286	277	279	268

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いは行っていません。
 4. 職員数は常勤人員を含んでいます。



2 利益総括表

項目	24年度	25年度	増減
資金運用収支	697	677	△ 20
役務取引等収支	20	21	1
その他信用事業収支	△ 60	△ 74	△ 14
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	657 (0.82)	624 (0.77)	△ 33 (△ 0.05)
事業粗利益 (事業粗利益率)	2,050 (2.00)	2,077 (2.25)	27 (0.25)

- (注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-資金調達費用
 2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用
 3. その他信用事業収支=(その他事業収益+その他経常収益)-(その他事業直接費用+その他経常費用)
 4. 信用事業粗利益率=信用事業総利益/信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 5. 事業粗利益率=事業総利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

3 資金運用収支の内訳

項目	24年度			25年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	79,119	761	0.96	79,675	711	0.89
うち預金	58,931	411	0.70	60,604	392	0.65
うち有価証券	7,152	58	0.81	5,509	43	0.78
うち貸出金	13,036	291	2.23	13,561	274	2.02
資金調達勘定	83,246	63	0.08	83,289	50	0.06
うち貯金・定期積金	83,207	62	0.07	83,260	50	0.06
うち借入金	38	0	1.97	28	0	2.87
総資金利ざや			0.88			0.83

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)
 2. 経费率=信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積金+借入金)平均残高
 3. 資金運用勘定の利息欄の預金には農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

4 受取・支払利息の増減額

項目	24年度増減額	25年度増減額
受取利息	△ 56	△ 50
うち預金	△ 28	△ 18
うち有価証券	1	△ 15
うち貸出金	△ 30	△ 16
支払利息	△ 31	△ 12
うち貯金・定期積金	△ 31	△ 12
うち借入金	0	0
差	△ 25	△ 38

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

III. 事業の概況

1 信用事業

(1) 賦金に関する指標

① 科目別賦金平均残高

(単位：百万円)

種類	24年度		25年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
流動性賦金	24,032	28.8%	24,677	29.6%	645
定期性賦金	59,058	71.1%	58,491	70.2%	△ 566
その他の賦金	117	0.1%	98	0.1%	△ 18
計	83,207	100.0%	83,267	100.0%	60
譲渡性賦金	—	—	—	—	—
合計	83,207	100.0%	83,267	100.0%	60

(注) 1. 流動性賦金＝当座賦金＋普通賦金＋貯蓄賦金＋通知賦金＋別段賦金
2. 定期性賦金＝定期賦金＋定期積金

② 定期賦金残高

(単位：百万円)

種類	24年度		25年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
定期賦金	55,776	100.0%	55,935	100.0%	159
うち固定金利定期	55,762	100.0%	55,921	100.0%	158
うち変動金利定期	13	0.0%	13	0.0%	0

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期賦金
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期賦金

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種類	24年度	25年度	増減
手形貸付	—	—	—
証書貸付	12,593	13,150	557
当座貸越	443	408	△ 34
割引手形	—	—	—
合計	13,036	13,558	522

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

種類	24年度		25年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利貸出	10,471	81.0%	11,507	82.9%	1,036
変動金利貸出	2,448	19.0%	2,370	17.1%	△ 77
合計	12,919	100.0%	13,877	100.0%	959

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種類	24年度	25年度	増減
貯金・定期積金等	337	365	27
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	106	82	△ 24
その他担保物	424	385	△ 38
小計	868	832	△ 35
農業信用基金協会保証	4,188	5,036	847
その他保証	1,779	1,784	5
小計	5,967	6,820	852
信用用	6,083	6,225	141
合計	12,919	13,878	959

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種類	24年度	25年度	増減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	11	11	—
その他の担保物	—	—	—
小計	11	11	—
信用合計	—	—	—
合計	11	11	—

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:千円)

種類	24年度		25年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
設備資金	7,022	50.5%	8,356	60.2%	1,334
運転資金	5,897	49.5%	5,522	39.8%	△ 375
合計	12,919	100.0%	13,878	100.0%	959

⑥ 貸出金の業種別内訳残高

(単位:百万円)

種類	24年度		25年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
農業	832	6.4%	837	6.0%	4
林業	—	—	—	—	—
水産業	5	0.0%	3	0.0%	△ 1
製造業	915	7.1%	1,070	7.7%	155
鉱業	33	0.3%	32	0.2%	△ 1
建設・不動産業	476	3.7%	580	4.2%	104
電気・ガス・熱供給水道業	111	0.9%	716	5.2%	604
運輸・通信業	227	1.8%	220	1.6%	△ 6
金融・保険業	1,557	12.1%	1,568	11.3%	11
卸売・小売・サービス業・飲食業	1,046	8.1%	1,201	8.7%	155
地方公共団体	3,792	29.4%	3,391	24.4%	△ 401
非営利法人	—	—	—	—	—
その他の他	3,919	30.2%	4,253	30.7%	334
合計	12,919	100.0%	13,878	100.0%	959

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位:百万円)

種類	24年度	25年度	増減
農業	793	812	19
耕作	348	368	20
野菜・園芸	3	6	3
果樹・樹園農業	2	2	0
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	4	4	0
養鶏・養卵	6	2	△ 4
養蚕	—	—	—
その他の農業	429	426	△ 3
農業関連団体等	—	—	—
合計	793	812	19

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に關係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

そのため、「(1) 営農類型別」と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種類	24年度	25年度	増減
プロパー資金	478	516	38
農業制度資金	314	294	△ 20
農業近代化資金	265	254	△ 11
その他制度資金	49	41	△ 8
合計	793	812	19

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び③の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

該当する取引はありません。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

種類	24年度	25年度	増減
破綻先債権額	1	1	0
延滞債権額	219	193	△ 26
3ヶ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合計	221	195	△ 26

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヶ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	141	35	34	71	141
危険債権	53	17	9	24	52
要管理債権	—	—	—	—	—
小計	195	52	44	96	194
正常債権	13,758				
合計	13,953				

(注) 上記債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号) 第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

② 危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③ 要管理債権

3ヶ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④ 正常債権

上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

○「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」と「自己査定における債務者区分」との関係

(単位：百万円)

自己査定における債務者区分 (対象：総与信)		金融再生法債権区分における開示債権 (対象：信用事業における総与信)		リスク管理債権 (対象：貸出金)	
破綻先	1	破産更生債権及び これらに準ずる債権	141	破綻先債権	1
実質破綻先	171			延滞債権	193
破綻懸念先	54	危険債権	53		
要 注 意 先	要管理先	—	要管理債権	—	3カ月以上延滞債権 貸出条件緩和債権
	その他要注意先	123			—
	正常先	10,577	正常債権	13,758	
	その他	3,410			

●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先

現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性大きいと認められる債務者

●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債券の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

i 3カ月以上延滞債権

元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権

ii 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先

業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

●その他

査定対象外となる国、地方公共団体、被管理金融機関等

●破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由より経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

●要管理債権

三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記以外のものに区分される債権

●破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する自由が生じている貸出金

●延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金

●3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権を除く）

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	24年度				25年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額	
			目的使用	その他				目的使用	その他
一般貸倒引当金	43	42		43	42	42	44		42
個別貸倒引当金	114	99	1	113	99	99	96	—	99
合計	157	142	1	156	142	142	141	—	142
									141

(注) 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑫ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項目	24年度		25年度	
	貸出金償却額	1	0	0

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種類	24年度		25年度	
	仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	13,426	83,403	14,284
	金額	12,704	15,361	12,947
代金取立為替	件数	2	1	—
	金額	0	0	—
雜為替	件数	2,597	1,935	2,398
	金額	3,492	3,073	2,764
合計	件数	16,025	85,339	16,682
	金額	16,197	18,435	15,712
				18,281

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	24年度	25年度	増減
国債	1,194	906	△ 288
地方債	746	163	△ 583
金融債	4,730	4,159	△ 571
社債	481	280	△ 201
合計	7,152	5,510	△ 1,643

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
24年度								
国 債	100	900	—	—	—	—	—	1,000
地 方 債	482	—	—	—	—	—	—	483
金 融 債	—	2,000	2,700	—	—	—	—	4,700
社 債	300	100	—	—	—	—	—	400
25年度								
国 債	900	—	—	—	—	—	—	900
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	300	2,800	1,100	—	—	—	—	4,200
社 債	100	—	—	—	—	—	—	100

(注) 満期があるものの期間ごとの償還予定額です。

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

(単位：百万円)

保有区分	24年度			25年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
その他の	6,583	6,656	73	5,200	5,236	36
合計	6,583	6,656	73	5,200	5,236	36

(注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
 2. 取得価額は取得原価又は償却原価によっています。
 3. 売買目的有価証券は保有しておりません。
 4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
 5. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種類	24年度		25年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命総合共済	終身共済	3,443	98,853	4,905	96,173
	定期生命共済	—	141	—	111
	養老生命共済	2,916	80,629	4,147	74,979
	うちこども共済	265	10,271	277	10,183
	医療共済	96	1,124	66	1,166
	がん共済	3	123	—	116
	定期医療共済	—	1,057	—	1,001
	年金共済	—	174	—	164
建物更生共済	13,418	174,525	9,834	170,790	
合計	19,877	356,629	19,009	344,558	

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。合計各欄については、介護共済が含まれています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

種類	24年度		25年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	3,988	10,439	5,747	16,716
がん共済	295	1,505	259	1,695
定期医療共済	—	1,331	15	1,241
合計	4,283	13,275	6,022	19,652

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種類	24年度		25年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	112	1,351	113	1,361
年金開始後	—	769	—	758
合計	112	2,120	113	2,120

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

(4) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種類	24年度		25年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	28,794	24	29,429	24
自動車共済	—	313	—	328
傷害共済	40,065	9	39,990	10
团体定期生命共済	—	—	—	—
定額定期生命共済	10	0	10	0
賠償責任共済	—	0	—	0
自賠責共済	—	41	—	48
合計	388	—	411	—

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3 経済事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位：百万円)

種類		24年度	25年度
生産資材	肥料	635	629
	農薬	539	577
	農機具	729	763
	飼料	61	64
	生産雑資材	439	440
	計	2,405	2,476
生活資物	米	38	34
	食料品	43	41
	酒・塩・タバコ	49	50
	衣料品・装飾品	22	23
	日用品	27	28
	燃料	1	1
	油類	1,168	1,304
	自動車	495	510
	その他耐久資材	420	461
	計	2,267	2,456
合計		4,673	4,932

(2) 受託販売品取扱実績

(単位：百万円)

種類		24年度	25年度
農産物	米	4,307	4,052
	麦	30	26
	豆類・雑穀	138	121
	種苗	39	35
	野菜	163	162
	果実	0	0
	花卉・花木	—	—
畜産	畜産物	163	171
その他	その他	8	8
合計		4,851	4,577

4 指導事業

(単位：百万円)

項目		24年度	25年度
収入	賦課金	13	13
	指導事業補助金	1	4
	実費収入	10	6
	計	25	24
支出	宮農改善費	85	83
	生活文化事業費	7	8
	教育情報費	4	4
	宮農センター関連費用	19	20
	計	117	116

IV. 経営諸指標

1 利益率

項目	24年度	25年度	増減
総資産経常利益率	0.10%	0.24%	0.14%
資本経常利益率	2.13%	4.39%	2.26%
総資産当期純利益率	0.03%	0.14%	0.11%
資本当期純利益率	0.69%	2.53%	1.84%

(注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く) 平均残高×100

2. 資本経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率=当期剩余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く) 平均残高×100

4. 資本当期純利益率=当期剩余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

2 貯貸率・貯証率

区分	24年度	25年度	増減
貯貸率	期末	15.46%	16.54%
	期中平均	15.66%	16.28%
貯証率	期末	7.96%	6.19% △ 1.77%
	期中平均	8.59%	6.61% △ 1.98%

(注) 1. 貯貸率(期末)=貸出金残高/貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100

3. 貯証率(期末)=有価証券残高/貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

V. 自己資本の充実の状況

1 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項目	24年度	25年度
基本的項目		
出資金	(A)	3,968,580
回転出資金		1,986,089
再評価積立金		—
資本準備金		1,322,004
利益準備金		400,000
任意積立金		259,436
次期繰越剩余金		11,762
処分未済持分		△ 10,712
その他有価証券の評価差損		—
補完的項目	(B)	732,998
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		685,517
一般貸倒引当金		47,481
負債性資本調達手段等		—
補完的項目不算入額		—
自己資本総額	(C)=(A)+(B)	4,701,579
控除項目	(D)	—
自己資本額	(E)=(C)-(D)	4,701,579
リスク・アセット等計	(F)	31,516,771
資産(オン・バランス)項目		27,453,188
オフ・バランス取引等項目		11,151
オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額		4,052,431
基本的項目比率	(A)/(F)	12.59
自己資本比率	(E)/(F)	14.91
		12.60
		14.88

(注) 1. 平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」に定められた算式に基づき算出したものです。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーションナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 平成20年度から平成26年3月30日までの期間における自己資本比率の算出には、その他有価証券評価差損を基本的項目から控除しないことから、「その他有価証券評価差損」は「-」(ハイフン)を記載する。

4. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	24年 度			25年 度		
	エクスボージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4 %	エクスボージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4 %
我が国の中中央政府 及び中央銀行向け	1,004	—	—	904	—	—
我が国の地方公共団体向け	4,293	—	—	3,408	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	100	0	—	100	0	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	66,601	14,538	582	67,468	14,710	588
法人等向け	706	491	20	950	946	37
中小企業等向け及び個人向け	723	378	15	658	316	12
抵当権付住宅ローン	1,910	662	26	1,941	674	26
不動産取得等事業向け	—	—	—	29	0	0
三月以上延滞等	115	25	1	87	22	0
信用保証協会等保証付	4,194	410	16	5,042	495	19
共済約款貸付	31	—	—	42	—	—
出資等	5,016	5,016	201	5,016	5,016	200
複数の資産を裏付とする資産(いわゆるファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
証券化(エクスボージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	6,414	5,944	238	6,473	6,032	241
合計	91,107	27,464	1,099	92,118	28,211	1,128
オペレーション・リスクに対する所要自己資本額 <基礎的手法>	オペレーション・リスク相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	オペレーション・リスク相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %		
	4,052	162		3,982	159	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %		
	31,516	1,261		32,194	1,287	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスボージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスボージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。
 4. 「証券化(証券化エクスボージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスボージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスボージャーのことです。
 5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
 6. 当JAでは、オペレーション・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益} (\text{正の値の場合に限る}) \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用することとしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスター・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクspoージャー	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	日本貿易保険
法人等向けエクspoージャー（長期）	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	
法人等向けエクspoージャー（短期）	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	

② 信用リスクに関するエクspoージャー（業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクspoージャーの期末残高

(単位：百万円)

		24年 度				25年 度			
		信用リスクに関するエクspoージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	三月以上 延滞エクspoージャー	信用リスクに関するエクspoージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	三月以上 延滞エクspoージャー
法 人	農業	432	432	—	4	472	472	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	200	—	200	0	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	52	52	—	—	628	628	—	—
	運輸・通信業	100	—	100	—	100	—	100	—
	金融・保険業	66,412	1,522	4,707	—	67,290	1,521	4,205	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	353	252	100	1	227	227	—	—
	日本国政府・地方公共団体	5,298	3,811	1,487	—	4,312	3,408	904	—
	上記以外	5,210	—	—	0	5,202	—	—	—
	個人	7,009	6,930	—	109	7,782	7,709	—	87
	その他	6,041	11	—	—	6,105	—	—	—
業種別残高計		91,107	13,012	6,595	115	92,118	13,968	5,210	87
1年以下		61,450	583	883	—	63,763	717	1,305	—
1年超3年以下		3,740	732	3,008	—	3,431	627	2,803	—
3年超5年以下		3,469	765	2,703	—	2,228	1,127	1,101	—
5年超7年以下		1,347	1,347	—	—	1,306	1,306	—	—
7年超10年以下		2,166	2,166	—	—	1,513	1,513	—	—
10年超		7,071	7,071	—	—	8,277	8,277	—	—
期限の定めのないもの		11,864	346	—	—	11,600	398	—	—
残存期間別合計		91,107	13,012	6,595	—	92,118	13,968	5,210	87

- (注) 1. 信用リスクに関するエクspoージャーの残高には、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクspoージャーを含んでいます。
 「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 3. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクspoージャーをいいます。
 4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
 5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	24年度					25年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	43	47			43	47	47	49		47
個別貸倒引当金	162	142	0	162	142	142	123	0	142	123

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	24年度							25年度						
	個別貸倒引当金						貸出金 償却	個別貸倒引当金						貸出金 償却
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額	期末 高	期首 残高	期中 増加額		期中減少額	期末 高	目的使用	その他	目的使用	その他	
法人	農業	6	4	—	6	4	—	4	3	—	4	3	—	
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製造業	0	0	—	0	0	—	—	—	—	—	—	—	
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	—	0	0	—	—	—	—	—	—	—	
	上記以外	8	10	—	8	10	—	10	11	—	10	11	—	
個人		147	127	—	147	127	—	127	109	—	127	109	—	
業種別計		162	142	—	162	142	—	142	123	—	142	123	—	

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

区分	24年度			25年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	6,171	6,171	—	5,233
	リスク・ウェイト 10%	—	4,102	4,102	—	4,951
	リスク・ウェイト 20%	200	65,065	65,266	—	65,920
	リスク・ウェイト 35%	—	1,894	1,894	—	1,925
	リスク・ウェイト 50%	100	128	228	—	80
	リスク・ウェイト 75%	—	495	495	—	424
	リスク・ウェイト 100%	—	12,945	12,945	—	13,582
	リスク・ウェイト 150%	—	3	3	—	3
	その他の	—	—	—	—	—
自己資本控除額		—	—	—	—	—
計		300	90,807	91,107	—	92,118
						92,118

(注) 「格付あり」には原エクスボージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスボージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

4 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクspoージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-又はA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクspoージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクspoージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャーの額

(単位：百万円)

区分	24年度		25年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	100	—	100
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	33	46	43	35
抵当権付住宅ローン	9	—	9	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	0	—	—
証券化(エクspoージャー)	—	—	—	—
上記以外	149	0	143	0
合計	192	148	196	136

(注) 1. 「エクspoージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

3. 「証券化(証券化エクspoージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクspoージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクspoージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6 証券化工エクspoージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7 出資等エクスポートに関する事項

① 出資等エクスポートに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等の評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等エクスポートの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	24年 度		25年 度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	5,016	5,016	5,016	5,016
合 計	5,016	5,016	5,016	5,016

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等エクスポートの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

24年 度			25年 度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

24年 度		25年 度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

24年 度		25年 度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・市場金利が上下に2%変動した時（ただし0%を下限）に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として算出しています。
- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって隨時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
金利リスク＝運用勘定の金利リスク量+調達勘定の金利リスク量（△）

算出した金利リスク量は毎月経営層に報告するとともに、四半期ごとにALM委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	24年度	25年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	183	37

【役員等の報酬体系】

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	41,405	5,057

(注1) 対象役員は、理事26名、監事7名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額を算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員及び当JAの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

(2) 報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

当JAの職員の報酬等は、給与、賞与及び退職給与となっており、それぞれ理事会で定めた給与規程等に基づき、給与については毎月所定の支給日に、賞与については7月と12月に、退職金については退職後速やかに職員指定の口座に振り込みの方法で支給しています。

また、当JAの主要な連結子法人等の役職員の報酬等の種類及び支払方法も当JAの役員又は職員の報酬等に準じています。
平成25年度における対象職員等に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

対象職員等（注1）に対する報酬等	支給総額（注2）		
	給与等	賞与	退職金
当JAの職員	891	242	△23
主要な連結子法人等の職員	2	0	—

(注1) 対象職員等に該当する者は、当JAの職員268人、当該の主要な連結子法人等の職員5人です(いずれも当期に退職した者を含みます)。

(注2) 賞与及び退職慰労金・退職金については、本年度に実際の支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(注3) 「主要な連結子法人等」とは、当JAの連結子法人等のうち、当JAの連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社及び経営上重要な連結子法人をいいます。

(注4) 「同等額」は、平成25年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注5) 「当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与えるもの」は、管理部門(役職)に携わるものを対象としています。

(3) 報酬等の決定等について

当JAの職員の給与は、原則として終身雇用を前提とした年功給と職務・職能給を中心にした基本給に各種の役職と生活補助のための諸手当からなっています。

賞与は、基本給をベースに劳使交渉を踏まえて設定した月数を乗じて決定しており、退職給与は、基本給に勤続年数ごとの所定の支給率を乗じて得た額を退職時まで加算累積して算定しています。

いずれも劳使交渉を踏まえて理事会が決定する給与規程、退職給与規程の定めるところに従って決定・管理されます。

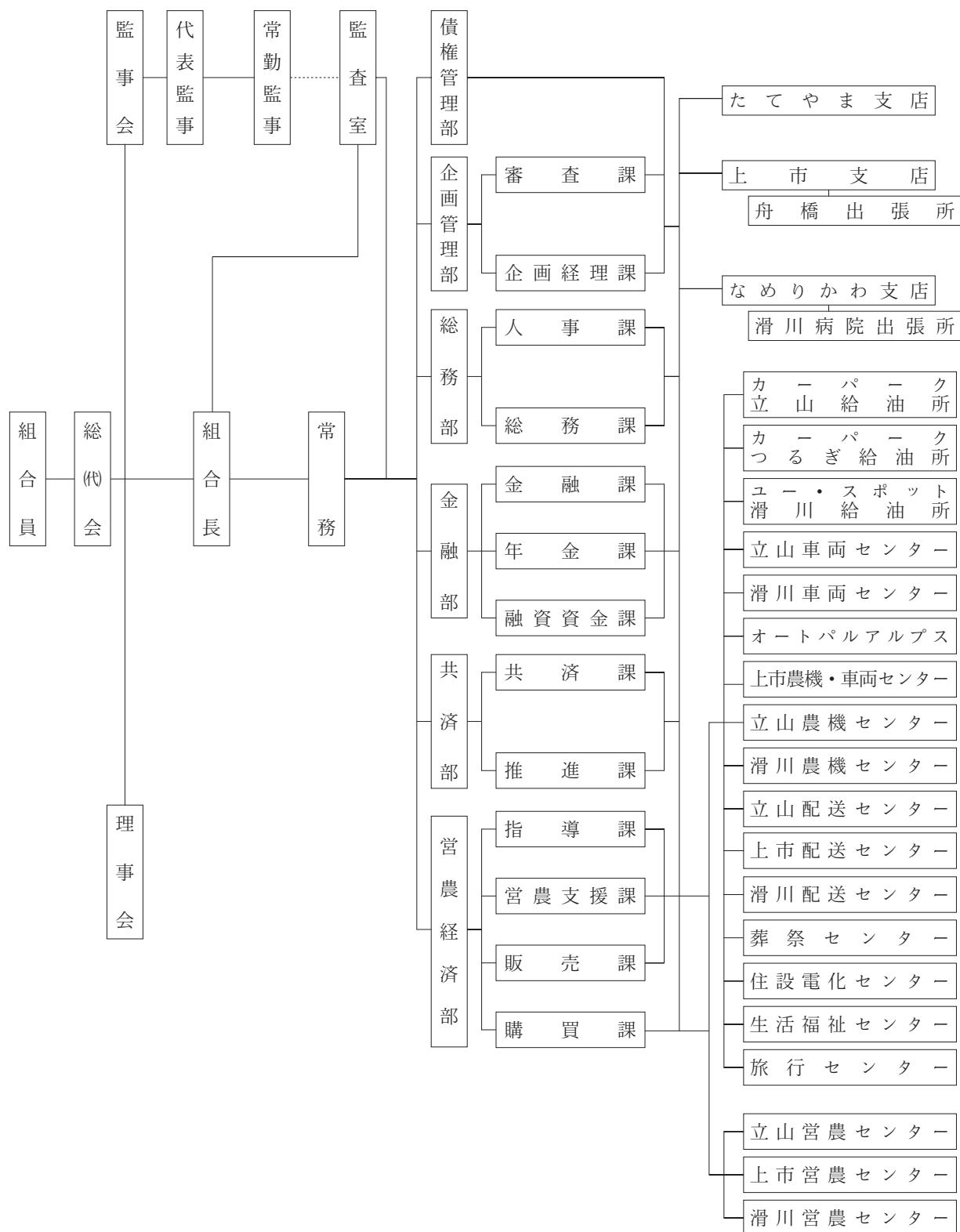
なお、当JAの主要な連結子法人等の役職員の報酬等の決定等は、当JAの役員又は職員の報酬等の決定等に準じています。

3. その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

【 J A の 概 要 】

1 機構図



※平成26年5月25日より上記の体制としています。

2 役員一覧

(平成26年5月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	伊藤 孝邦	理 事	佐々木 正男
常務理事	藤田 秀雄	理 事	石川 美喜男
常務理事	近堂 昭夫	理 事	石塚 敏晴
理 事	森川 聖進	理 事	平井 久秋
理 事	明和 善一郎	理 事	清水 光則
理 事	森川 幹雄	理 事	奥野 譲子
理 事	塚田 啓一	理 事	萩中 隆雄
理 事	佐伯 敏隆	理 事	織田 千恵子
理 事	成瀬 久雄	理 事	城前 正道
理 事	坂東 勝夫	理 事	中山 研郎
理 事	碓井 和男	理 事	水上 龍之介
理 事	松井 春夫		
代表監事	伊東 幸一	監 事	久田 良光
常勤監事	魚瀬 代根夫	監 事	黒川 悟
員外監事	野崎 唯吉		

3 組合員数

(単位：人)

	24年度末	25年度末	増減
正組合員数	9,512	9,404	△ 108
個人	9,469	9,359	△ 110
法人	43	45	2
准組合員数	4,457	4,520	63
個人	4,063	4,124	61
法人	394	396	2
合計	13,969	13,924	△ 45

4 組合員組織の状況

組織名	構成員数	組織名	構成員数
年金友の会	5,010名	J Aアルプス女性部	456名
共済友の会	746名	園芸生産(野菜)組織	185名
助け合い組織 よつ葉会	70名	園芸生産(果樹)組織	76名
生産組合組織	350名	園芸生産(花卉)組織	40名
J Aアルプス青壮年部	443名	畜産生産組織	12名

5 特定信用事業代理業者の状況

区分	氏名又は名称（商号）	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業者又は事業所の所在地
該当ありません。			

6 地区一覧

当JAの地区は、滑川市、立山町、上市町、舟橋村の区域としています。

7 店舗等のご案内

(平成26年5月末現在)

店舗名	住所	電話番号	ATM
本店	上市町若杉3-3	076-472-1222	
たてやま支店	立山町前沢1216	076-463-0560	※ 2台
上市支店	上市町若杉3-3	076-472-0580	※ 2台
舟橋出張所	舟橋村仏生寺31	076-464-1113	1台
なめりかわ支店	滑川市柳原79-5	076-475-0138	※ 2台
滑川病院出張所	〃 常盤町119	076-475-0326	1台
カーパーク立山給油所	立山町前沢2436	076-463-0405	
カーパークつるぎ給油所	上市町法音寺2-2	076-472-1224	
ユースポット滑川給油所	滑川市柳原79-5	076-475-1551	
立山車両センター	立山町前沢新町725	076-463-3116	
滑川車両センター	滑川市柳原79-2	076-475-1601	
オートパルアルプラス	上市町江上7-18	076-473-9351	
上市農機・車両センター	〃 江上7-18	076-472-2705	
立山農機センター	立山町前沢新町716	076-462-9310	
滑川農機センター	滑川市柳原79-5	076-475-1261	
立山配達センター	立山町前沢新町626	076-463-5523	
上市配達センター	上市町法音寺2	076-473-2766	
滑川配達センター	滑川市柳原79-1	076-475-0071	
葬祭センター	上市町柿沢234-2	076-473-9046	
住設センター	〃 若杉3-3	076-472-6666	
生活福祉センター	〃 若杉3-3	076-472-0581	
旅行センター	〃 若杉3-3	076-472-1000	
立山営農センター	立山町前沢新町716	076-462-9301	
上市営農センター	上市町若杉3-3	076-472-5519	
滑川営農センター	滑川市上島235	076-475-6900	

店舗外ATM 設置店	立山町宮路28	旧立山ふれあいセンター	1台
	〃 利田709	旧利田ふれあいセンター	1台
	〃 道源寺849	旧釜ヶ淵ふれあいセンター	1台
	上市町法音寺2	旧上市ふれあいセンター	1台
	〃 中江上106	旧宮川ふれあいセンター	1台
	〃 柿沢234-2	旧柿沢ふれあいセンター	1台
	滑川市上島235	滑川営農センター	1台
	〃 追分3253	旧早月加積ふれあいセンター	1台

※は、日曜・祝日・年末も稼動のATMです。

組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則204条関係）

開 示 項 目	ページ
〈概況及び組織に関する事項〉	
○ 業務の運営の組織	55
○ 理事及び監事の氏名及び役職名	56
○ 事務所の名称及び所在地	58
○ 特定信用事業代理業者に関する事項	57
〈主要な業務の内容〉	
○ 主要な業務の内容	13～17
〈主要な業務に関する事項〉	
○ 直近の事業年度における事業の概況	2
○ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	37
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	37
・経常利益又は経常損失	37
・当期剰余金又は当期損失金	37
・出資金及び出資口数	37
・純資産額	37
・総資産額	37
・貯金等残高	37
・貸出金残高	37
・有価証券残高	37
・単体自己資本比率	37
・剰余金の配当の金額	37
・職員数	37
○ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	38～46
◇ 主要な業務の状況を示す指標	38～46
・事業粗利益及び事業粗利益率	38
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	38
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	38
・受取利息及び支払利息の増減	38
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	47
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	47
◇ 貯金に関する指標	39
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	39
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	39
◇ 貸出金等に関する指標	39～40・47
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	39
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	39
・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	39～40
・使途別の貸出金残高	40
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	40
・貯貸率の期末値及び期中平均値	47
◇ 有価証券に関する指標	43～44・47
・商品有価証券の種類別の平均残高	43
・有価証券の種類別の残存期間別の残高	44
・有価証券の種類別の平均残高	43
・貯証率の期末値及び期中平均残高	47
〈業務の運営に関する事項〉	
○ リスク管理の体制	5～6
○ 法令遵守の体制	6～12
〈直近の2事業年度における財産の状況に関する事項〉	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（損失金処理計算書）	19～34
○ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	39～43
・破綻先債権に該当する貸出金	41～42
・延滞債権に該当する貸出金	41～42
・3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	41～42
・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	41～42
○ 自己資本の充実の状況	47～53
○ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	43～44
・有価証券	43～44
・金銭の信託	44
・金融先物取引等	44
○ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	43・50
○ 貸出金償却の額	43

VI 連結情報

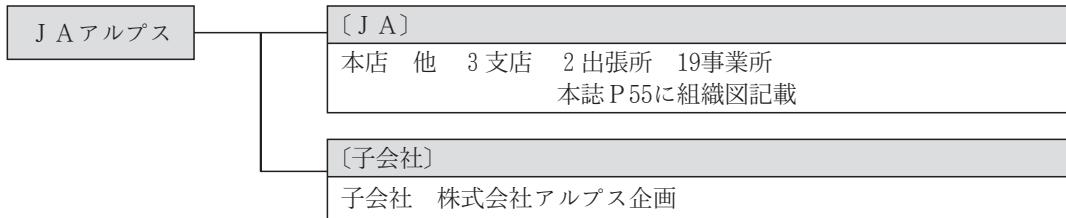
1 グループの概況

(1) グループの事業系統図

J A アルプスのグループは、当 J A、子会社 株式会社アルプス企画、で構成されています。

このうち、当年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。

(また、金融業務を営む関連法人等はありません。) なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと連結財務諸表規則に基づき範囲に含まれる会社に、相違ありません。



(2) 子会社等の状況

会 社 名	株式会社 アルプス企画	代 表 者 名	伊 藤 孝 邦
設立年月日	平成15年8月1日	所 在 地	中新川郡上市町若杉3-3
事 業 内 容	・葬祭事業 ・販売及び精米事業	組 合 出 資 比 率	100%
資本金総額	99,950千円		

* 組合グループの出資比率は、当該会社に対する組合を除く組合の子会社等の出資比率です。

(3) 連結事業概況（平成25年度）

① 事業の概況

平成25年度の当組合の連結決算は、子会社、株式会社アルプス企画を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常利益226百万円、連結当期剰余金130百万円、連結純資産5,179百万円、連結総資産91,994百万円で、連結自己資本比率は14.9%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

株式会社アルプス企画は葬祭事業・販売及び精米事業を営んでおり、平成25年度より葬祭事業の主体を農協とし、ゆうゆう館でのホール使用料、靈柩車、祭壇等の使用料に限定した売上となりました。売上高は31百万円を計上し、当期剰余金は62千円となりました。

(4) 最近5年間の連結ベースの主要な経営指標

(単位：百万円)

項 目	21 年 度	22 年 度	23 年 度	24 年 度	25 年 度
連 結 経 常 収 益	7,592	7,483	7,084	7,084	7,223
信 用 事 業 収 益	1,058	930	865	808	785
共 濟 事 業 収 益	616	583	539	556	559
農 業 関 連 事 業 収 益	2,970	2,996	2,755	2,878	2,935
生 活 そ の 他 事 業 収 益	2,947	2,974	2,924	2,840	2,942
連 結 経 常 利 益	131	103	147	110	226
連 結 当 期 剰 余 金	115	△ 198	72	36	130
連 結 純 資 産 額	5,251	4,985	5,165	5,107	5,179
連 結 総 資 産 額	91,235	89,816	90,887	90,984	91,994
連 結 自 己 資 本 比 率	15.7%	15.1%	14.5%	14.9%	14.9%

(注) 1. 連結経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 連結当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

(5) 連結貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金額		科 目	金額	
	24年度	25年度		24年度	25年度
1. 信 用 事 業 資 産	80,178,426	81,090,532	1. 信 用 事 業 負 債	83,797,480	84,604,856
(1) 現 金	273,051	277,730	(1) 資 金	83,459,564	83,834,238
(2) 預 金	59,974,055	61,359,537	(2) 借 入 金	32,738	23,208
(3) 有 価 証 券	6,656,315	5,236,529	(3) その他の信用事業負債	294,025	736,259
(4) 貸 出 金	12,919,411	13,878,730	(4) 債 務 保 証	11,151	11,151
(5) その他の信用事業資産	486,516	467,744	2. 共 濟 事 業 負 債	429,838	534,202
(6) 債 務 保 証 見 返	11,151	11,151	3. 経 濟 事 業 負 債	343,607	388,682
(7) 貸倒引当金(控除)	△ 142,076	△ 140,890	4. 設 備 借 入 金	49,779	33,186
2. 共 濟 事 業 資 産	32,277	43,612	5. 雜 負 債	105,050	165,248
3. 経 濟 事 業 資 産	1,614,744	1,867,124	(1) 未 払 法 人 税 等	8,544	40,225
4. 雜 資 產	72,678	63,529	(2) そ の 他 の 負 債	96,506	125,022
5. 固 定 資 產	4,129,319	3,950,409	6. 諸 引 当 金	655,094	607,702
6. 外 部 出 資	4,903,083	4,903,128	(1) 賞 与 引 当 金	64,519	59,044
7. 繰 延 税 金 資 產	53,545	75,874	(2) 退 職 給 付 引 当 金	568,613	521,639
			(3) 役員退任慰労引当金	21,961	27,019
			7. 再評価に係る繰延税金負債	495,815	480,813
			負 債 の 部 合 計	85,876,666	86,814,691
			1. 組 合 員 資 本	4,027,628	4,114,876
			(1) 出 資 金	1,986,089	1,977,412
			(2) 資 本 剰 余 金	1,322,004	1,322,004
			(3) 利 益 剰 余 金	730,370	829,781
			(4) 処 分 未 溝 持 分	△ 10,712	△ 11,321
			(5) 子会社の所有する親組合出資金	△ 123	△ 3,000
			2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,079,779	1,064,642
			(1) そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	52,222	26,015
			(2) 土 地 再 評 価 差 額 金	1,027,557	1,038,626
			純 資 產 の 部 合 計	5,107,408	5,179,518
資 產 の 部 合 計	90,984,075	91,994,210	負 債 及 び 純 資 產 の 部 合 計	90,984,075	91,994,210

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	金額		科 目	金額	
	24年度	25年度		24年度	25年度
1. 事 業 総 利 益	2,092,936	2,100,246	(3) 共 濟 事 業 収 益	556,594	559,621
(1) 信 用 事 業 収 益	808,164	785,595	(4) 共 濟 事 業 費 用	34,052	33,259
資 金 運 用 収 益	761,327	733,252	共 濟 事 業 総 利 益	522,541	526,361
(うち預金利息)	(411,383)	(392,770)	(5) そ の 他 事 業 収 益	5,720,222	5,878,619
(うち有価証券利息)	(58,554)	(43,477)	(6) そ の 他 事 業 費 用	4,807,507	4,929,622
(うち貸出金利息)	(291,388)	(274,869)	そ の 他 事 業 総 利 益	912,715	948,997
(うちその他受入利息)	(一)	(22,135)	2. 事 業 管 理 費	2,047,745	1,954,593
役 務 取 引 等 収 益	25,088	25,901	(1) 人 件 費	1,470,948	1,415,409
そ の 他 事 業 直 接 収 益	430	5,901	(2) そ の 他 事 業 管 理 費	576,797	539,183
そ の 他 経 常 収 益	21,318	20,541	事 業 利 益	45,190	145,652
(2) 信 用 事 業 費 用	150,484	160,707	3. 事 業 外 収 益	79,251	109,568
資 金 調 達 費 用	63,698	55,332	4. 事 業 外 費 用	13,961	28,488
(うち貯金利息)	(58,923)	(47,510)	経 常 利 益	110,480	226,732
(うち給付補填備金繰入)	(3,964)	(3,200)	5. 特 別 利 益	7,092	17,262
(うち借入金利息)	(766)	(827)	6. 特 別 損 失	63,300	99,395
(うちその他支払利息)	(43)	(3,793)	税 引 前 当 期 純 利 益	54,271	144,599
役 務 取 引 等 費 用	4,373	4,506	7. 法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	9,298	40,931
そ の 他 経 常 費 用	82,411	100,868	8. 法 人 税 等 調 整 額	8,138	△ 26,589
信 用 事 業 総 利 益	657,680	624,888	法 人 税 等 合 計	17,436	14,342
			当 期 剰 余 金	36,834	130,256

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	金額		科 目	金額	
	24年度	25年度		24年度	25年度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			(その他の資産及び負債の増減)		
税引前当期利益	54,272	144,599	その他の資産の純増減	△ 24,004	9,867
減価償却費	184,579	153,376	その他の負債の純増減	15,538	41,586
減損損失	29,520	—	未払消費税等の増減額	18,815	△ 12,676
貸倒引当金の増加額	△ 20,509	△ 17,169	信用事業資金運用による収入	783,976	756,210
賞与引当金の増加額	6,862	△ 5,475	信用事業資金調達による支出	△ 136,306	△ 76,762
退職給付引当金の増加額	△ 45,489	△ 46,974	共済貸付金利息による収入	935	904
その他引当金等の増加額	5,095	5,057	共済借入金利息による支出	△ 858	△ 913
信用事業資金運用収益	△ 760,383	△ 734,156	小計	274,971	△2,233,185
信用事業資金調達費用	63,698	55,332			
共済貸付金利息	△ 903	△ 1,098	雑利息及び出資配当金の受取額	36,509	51,565
共済借入金利息	903	1,107	雑利息の支払額	△ 910	△ 487
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 35,709	△ 52,197	法人税等の支払額	△ 32,600	△ 9,250
支払雑利息	668	487	事業活動によるキャッシュ・フロー	277,970	△2,191,358
有価証券関係損益	△ 1,374	△ 4,996			
固定資産売却損益	△ 7,088	△ 17,262	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			有価証券の売却による収入	635,581	1,387,833
貸出金の純増減	231,431	△ 959,318	固定資産の取得による支出	△ 123,309	△ 39,418
預金の純増減	△ 600,000	△2,200,000	固定資産の売却による収入	22,375	82,215
貯金の純増減	364,591	374,673	外部出資による支出	△ 1,060	△ 45
信用事業借入金の純増減	△ 10,347	△ 9,530	投資活動によるキャッシュ・フロー	533,588	1,430,586
その他の信用事業資産の純増減	310	△ 3,281			
その他の信用事業負債の純増減	△ 1,104	463,663	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			設備借入金の返済による収入	△ 16,593	△ 16,593
共済貸付金の純増減	△ 2,689	△ 11,077	出資の増額による収入	3,136	14,501
共済借入金の純増減	2,689	10,767	出資の払戻しによる支出	△ 23,074	△ 25,077
共済資金の純増減	△ 20,814	102,433	持分の譲渡による収入	338	△ 1,513
未経過共済付加収入の純増減	△ 12,334	△ 8,898	持分の取得による支出	△ 4,072	△ 609
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			出資配当金の支払額	△ 19,932	△ 19,776
受取手形及び経済事業未収金の純増減	△ 33,800	△ 33,536	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 60,198	△ 49,067
経済受託債権の純増減	275,645	△ 103,709			
棚卸資産の純増減	46,274	△ 99,291	4. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	751,360	△ 809,839
支払手形及び経済事業未払金の純増減	△ 73,203	154,445	5. 現金及び現金同等物の期首残高	2,570,674	3,347,107
経済受託債務の純増減	△ 23,916	△ 109,371	6. 現金及び現金同等物の期末残高	3,322,034	2,537,268

(8) 連結注記表

(平成24年度分)

I. 連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社

株式会社 アルプス企画

平成18年度より株式会社アルプス企画を連結対象の子会社とい
たしました。

2. 連結される子会社事業年度等に関する事項

(1) 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。

2月末日

(2) 連結される子会社は、それぞれの決算日と連結決算日の差異があ
りませんのでそれぞれの当該決算日の財務により連結しております。
連結決算日と上記の決算日等の間に生じた重要な取引については、
必要な調整を行なっております。

3. 連結される子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社の資産および負債の評価については全面時価評
価法を採用しております。

4. 連結調整勘定の償却

連結調整勘定の償却については、発生年度に全額償却しております。

5. 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分
に基づいて作成しております。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

.....取引及び保有はありません。

(2) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

.....取引及び保有はありません。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

.....取引及び保有はありません。

(4) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

.....最終仕入原価法による原価法

(5) 減価償却の方法

○有形固定資産

建物は定額法を採用し、税法基準の償却率によっています。動産
については、定率法を採用し、税法基準の償却率によっています。

○無形固定資産

定額法を採用しております。

(6) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会
計年度末における退職給付債務について、必要額を計上してお
ります。

(7) リース取引に係る会計処理の方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外の
ファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引
を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた
会計処理によっています。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっておりま
す。

III. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する事項

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸
借対照表上の「現金」及び「預金」のうち「現金」及び「預金」
中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されてい る科目の金額との関係

現金及び預金勘定	60,222,034千円
定期性預金勘定	56,900,000千円
現金及び現金同等物	3,322,034千円

(平成25年度分)

I. 連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社

株式会社 アルプス企画

平成18年度より株式会社アルプス企画を連結対象の子会社とい
たしました。

2. 連結される子会社事業年度等に関する事項

(1) 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。

2月末日

(2) 連結される子会社は、それぞれの決算日と連結決算日の差異があ
りませんのでそれぞれの当該決算日の財務により連結しております。
連結決算日と上記の決算日等の間に生じた重要な取引については、
必要な調整を行なっております。

3. 連結される子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社の資産および負債の評価については全面時価評
価法を採用しております。

4. 連結調整勘定の償却

連結調整勘定の償却については、発生年度に全額償却しております。

5. 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分
に基づいて作成しております。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

.....取引及び保有はありません。

(2) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

.....取引及び保有はありません。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

.....取引及び保有はありません。

(4) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

.....最終仕入原価法による原価法

(5) 減価償却の方法

○有形固定資産

建物は定額法を採用し、税法基準の償却率によっています。動産
については、定率法を採用し、税法基準の償却率によっています。

○無形固定資産

定額法を採用しております。

(6) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会
計年度末における退職給付債務について、必要額を計上してお
ります。

(7) リース取引に係る会計処理の方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外の
ファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引
を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた
会計処理によっています。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっておりま
す。

III. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する事項

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸
借対照表上の「現金」及び「預金」のうち「現金」及び「預金」
中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されてい る科目の金額との関係

現金及び預金勘定	61,637,268千円
定期性預金勘定	59,100,000千円
現金及び現金同等物	2,537,268千円

(9) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	24年度	25年度
連 結 剰 余 金 期 首 残 高	659,242	730,370
連 結 剰 余 金 増 加 高	8,033	△ 10,946
連 結 剰 余 金 減 少 高	19,997	19,776
支 払 配 当 金	19,997	19,776
役 員 賞 与 金	—	—
当 期 剰 余 金	36,834	130,256
連 結 剰 余 金 期 末 残 高	730,370	829,904

(10) 連結ベースのリスク管理債権残高

(単位：百万円)

種 類	24年度	25年度	増 減
破 綻 先 債 権 額	1	1	0
延 滞 債 権 額	219	193	△ 26
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権 額	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額	—	—	—
合 計	221	195	△ 26

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(11) 連結ベースの事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	24年度	25年度
信 用 事 業	事 業 収 益	808	785
	経 常 利 益	124	127
	資 産 の 額	85,180	86,129
共 濟 事 業	事 業 収 益	556	559
	経 常 利 益	126	136
	資 産 の 額	802	811
農 業 関 連 事 業	事 業 収 益	2,944	2,951
	経 常 利 益	△ 30	11
	資 産 の 額	3,686	3,686
そ の 他 事 業	事 業 収 益	2,776	2,928
	経 常 利 益	△ 110	△ 48
	資 産 の 額	1,316	1,368
計	事 業 収 益	7,084	7,223
	経 常 利 益	110	226
	資 産 の 額	90,984	91,994

(注) 連結事業収益は、銀行等の連結経常収益に相当するものです。

(12) 財務諸表の正確性等にかかる確認書

確 認 書

- 1 私は、当JAの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成26年6月19日
アルプス農業協同組合
代表理事組合長

伊藤 孝邦



2 | 連結自己資本の充実の状況

◇ 連結自己資本比率の状況

平成26年2月末における連結自己資本比率は、14.95%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額 1,977百万円（前年度1,986百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーション・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目		24年度	25年度
基本的項目	(A)	3,995	4,087
出資金		1,986	1,977
回転出資金		—	—
再評価積立金		—	—
資本剰余金		1,322	1,322
利益剰余金		698	799
処分未済持分	△ 10	△ 11	△ 11
その他有価証券の評価差損		—	—
連結子法人等の少数株主持分		—	—
連結調整勘定相当額		—	—
補完的項目	(B)	733	733
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		685	683
一般貸倒引当金		47	49
負債性資本調達手段等		—	—
補完的項目不算入額		—	—
自己資本総額	(C)=(A)+(B)	4,728	4,820
控除項目	(D)	—	—
自己資本額	(E)=(C)-(D)	4,728	4,820
リスク・アセット等計	(F)	31,580	32,236
資産（オン・バランス）項目		27,428	28,172
オフ・バランス取引等項目		11	10
オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額		4,140	4,053
基本的項目比率	(A)/(F)	12.65%	12.67%
自己資本比率	(E)/(F)	14.97%	14.95%

- (注) 1. 平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」に定められた算式に基づき算出したものです。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 平成20年度から平成26年3月30日までの期間における自己資本比率の算出には、その他有価証券評価差損を基本的項目から控除しないことから、「その他有価証券評価差損」は「-」(ハイフン)を記載する。
4. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	24年 度			25年 度		
	エクスポートの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポートの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
我が国の中中央政府及び中央銀行向け	1,004	—	—	904	—	—
我が国の地方公共団体向け	4,293	—	—	3,408	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	100	0	—	100	0	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	66,601	14,538	582	67,468	14,710	588
法人等向け	706	491	20	950	946	37
中小企業等向け及び個人向け	723	378	15	658	316	12
抵当権付住宅ローン	1,910	662	26	1,941	674	26
不動産取得等事業向け	—	—	—	29	0	0
三月以上延滞等	115	25	1	87	22	0
信用保証協会等保証付	4,194	410	16	5,042	495	19
共済約款貸付	31	—	—	42	—	—
出資等	4,903	4,903	201	4,903	4,903	196
複数の資産を裏付とする資産(いわゆるファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
証券化(エクスポート)	—	—	—	—	—	—
上記以外	6,503	6,057	238	6,558	6,145	245
合計	91,083	27,464	1,099	92,090	28,211	1,128
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
	4,140	165	4,053	162		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
	31,580	1,263	32,236	1,289		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。
 4. 「証券化(証券化エクスポート)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートのことです。
 5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
 6. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%}{\text{直近3年間の合計額}} \div 8\%$$

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（P 5～6）をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスター・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクspoージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	
法人等向けエクspoージャー（短期）	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポート（業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポートの期末残高

(単位：百万円)

		24年 度				25年 度			
		信用リスクに関するエクスポートの残高		三月以上延滞エクスポート		信用リスクに関するエクスポートの残高		三月以上延滞エクスポート	
		うち 貸出金等	うち 債券	うち 延滞エクスポート	うち 債券	うち 貸出金等	うち 債券	うち 延滞エクスポート	うち 債券
法 人	農業	432	432	—	4	472	472	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	200	—	200	0	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	52	52	—	—	628	628	—	—
	運輸・通信業	100	—	100	—	100	—	100	—
	金融・保険業	66,412	1,522	4,707	—	67,290	1,521	4,205	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	353	252	100	1	227	227	—	—
	日本国政府・地方公共団体	5,298	3,811	1,487	—	4,312	3,408	904	—
	上記以外	5,210	—	—	0	5,202	—	—	—
個 人		7,009	6,930	—	109	7,782	7,709	—	87
その他の 業種別残高計		6,017	11	—	—	6,077	—	—	—
		91,083	13,012	6,595	115	92,090	13,968	5,210	87
		1年以下	61,450	583	883	63,763	717	1,305	
		1年超3年以下	3,740	732	3,008	3,431	627	2,803	
		3年超5年以下	3,469	765	2,703	2,228	1,127	1,101	
		5年超7年以下	1,347	1,347	—	1,306	1,306	—	
		7年超10年以下	2,166	2,166	—	1,513	1,513	—	
		10年超	7,071	7,071	—	8,277	8,277	—	
		期限の定めのないもの	11,840	346	—	11,572	398	—	
		残存期間別合計	91,083	13,012	6,595	92,090	13,968	5,210	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。
 「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 3. 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポートをいいます。
 4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
 5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	24年 度						25年 度					
	期首 残 高	期中 増 加 額	期中減少額		期 末 高	期 首 残 高	期中 増 加 額	期中減少額		期 末 高		
			目的使用	その他				目的使用	その他			
一般貸倒引当金	43	47			43	47	47	49		47	49	
個別貸倒引当金	162	142	0	162	142	142	123	0	142	123		

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	24年 度						25年 度					
	個別貸倒引当金						貸出金 償却	個別貸倒引当金				貸出金 償却
	期首 残 高	期中 増 加 額	期中減少額	期 末 高	期首 残 高	期中 増 加 額		目的使用	その他	期 末 高	目的使用	
法人	農業	6	4	—	6	4	—	4	3	—	4	3
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	0	0	—	0	0	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	—	0	0	—	—	—	—	—	—
	上記以外	8	10	—	8	10	—	10	11	—	10	11
	個人	147	127	—	147	127	—	127	109	—	127	109
業種別計		162	142	—	162	142	—	142	123	—	142	123

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

信用リスク削減効果勘案後残高	24年 度			25年 度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
リスク・ウェイト 0%	—	6,171	6,171	—	5,233	5,233
リスク・ウェイト 10%	—	4,102	4,102	—	4,951	4,951
リスク・ウェイト 20%	200	65,041	65,242	—	65,892	65,892
リスク・ウェイト 35%	—	1,894	1,894	—	1,925	1,925
リスク・ウェイト 50%	100	128	228	—	80	80
リスク・ウェイト 75%	—	495	495	—	424	424
リスク・ウェイト 100%	—	12,945	12,945	—	13,582	13,582
リスク・ウェイト 150%	—	3	3	—	3	3
その他	—	—	—	—	—	—
自己資本控除額	—	—	—	—	—	—
計	300	90,783	91,083	—	92,090	92,090

(注) 1. 「格付あり」には原エクスボージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスボージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

2. 自己資本控除額には、非同時決済取引に係る控除額、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額、自己資本控除される証券化エクスボージャー（ファンドのうち裏付資産を把握できない額を含む。）、信用補完機能を持つI/Oストリップスがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。

信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。

JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（p. 5～6）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区分	24年度		25年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	100	—	100
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	33	46	43	35
抵当権付住宅ローン	9	—	9	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	0	—	—
証券化（エクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	149	0	143	0
合計	192	148	196	136

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

3. 「証券化（証券化エクspoージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクspoージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクspoージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化工エクspoージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーションル・リスクに関する事項

① オペレーションル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーションル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。

JAのリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（p. 5～6）をご参照ください。

(8) 出資等エクスポージャーに関する事項

① 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（p. 5～6）をご参照ください。

② 出資等エクspoージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	24年 度		25年 度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	4,903	4,903	4,903	4,903
合 計	4,903	4,903	4,903	4,903

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

24年 度			25年 度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

24年 度		25年 度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

24年 度		25年 度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定方法は、JAの金利リスクの算定方法に準じた方法により行っています。

JAの金利リスクの算定方法は、単体の開示内容（p. 5～6）をご参照ください。

② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

金利 ショ ッ ク に 対 す る 損 益 ・ 経 済 価 値 の 増 減 額	24年度	25年度
183	37	

組合連結開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則205条関係）

開 示 項 目	ページ
〈組合及び子会社等の概況に関する事項〉	
○ 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	60
○ 組合の子会社等に関する事項	60
・名称	60
・主たる営業所又は事務所の所在地	60
・資本金又は出資金	60
・事業の内容	60
・設立年月日	60
・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	60
・組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	60
〈主要な業務に関する事項を連結したもの〉	
○ 直近の事業年度における事業の概況	60
○ 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標	60
・経常収益	60
・経常利益（経常損失）	60
・当期利益（当期損失）	60
・純資産額	60
・総資産額	60
・連結自己資本比率	60
〈直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項を連結したもの〉	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	61～65
○ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	65
・破綻先債権に該当する貸出金	65
・延滞債権に該当する貸出金	65
・3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	65
・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	65
○ 自己資本の充実の状況	67～73
○ 組合及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益の額及び資産の額として算出したもの	65

MEMO



発行／平成26年6月

〒930-0314 中新川郡上市町若杉3-3
TEL. 076-472-1222 FAX.076-472-2130
ホームページ <http://www.ja-alps.or.jp/>